

第4部

一人ひとりを大切に育む人づくり

第1章 一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育

第1節 教育内容の充実

第2節 教育環境の整備

第2章 青少年の人間力育成

第3章 全ての世代の向上心を大切にする生涯学習・社会教育

第1節 生涯学習・社会教育

第2節 図書館サービスの充実

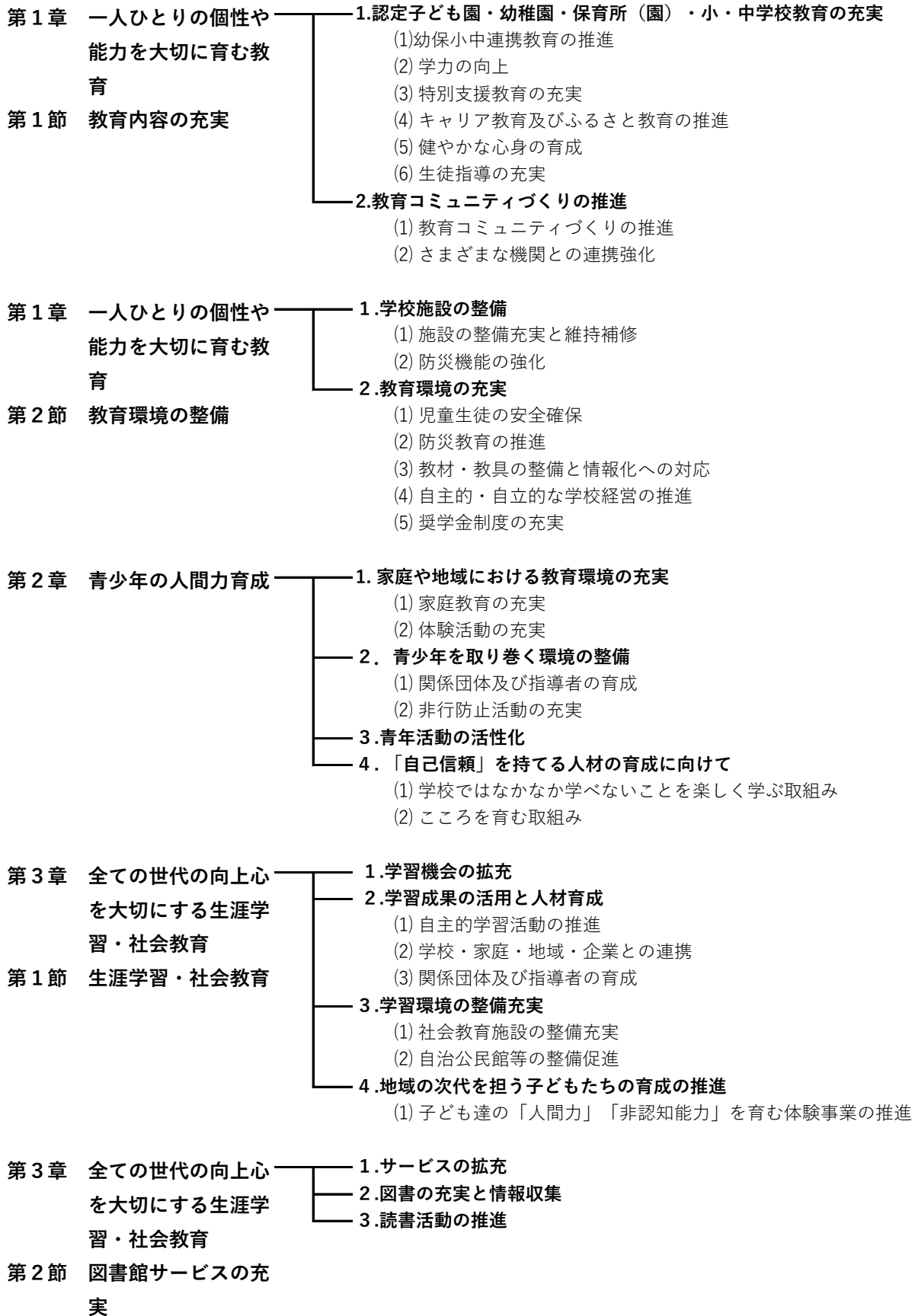
第4章 豊かな心あふれる文化都市づくり

第5章 スポーツ・レクリエーションのさらなる推進

第6章 男女共同参画社会づくり

第7章 すべての市民の人権が尊重されるまちづくり

体系図



第4章 豊かな心あふれる文化都市づくり

- 1. 文化活動の拡充
- 2. 文化団体等の育成
- 3. 文化施設の整備

第5章 スポーツ・レクリエーションのさらなる推進

- 1. 施設の整備充実
- 2. 生涯スポーツの振興
- 3. 指導者等の育成や競技力の向上
 - (1) 指導者等の育成や競技力の向上
 - (2) 競技人口の拡大や競技力の向上

第6章 男女共同参画社会づくり

- 1. 男女共同参画の推進
 - (1) 男女の人権の尊重
 - (2) 固定的性別役割分担意識の解消
 - (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
 - (4) 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画
- 2. 男女の仕事と生活の調和
 - (1) 仕事と家庭の両立支援
 - (2) 男性にとっての男女共同参画
- 3. 女性の健康と福祉の充実
 - (1) 生涯を通じた女性の健康支援

第7章 すべての市民の人権が尊重されるまちづくり

- 1. あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進
 - (1) 就学前・学校教育における人権教育・啓発
 - (2) 生涯学習における人権教育・啓発
 - (3) 地域や職場における人権啓発
- 2. 人権問題への積極的な対応
- 3. 人権擁護の促進

第1章

一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育

第1節 教育内容の充実

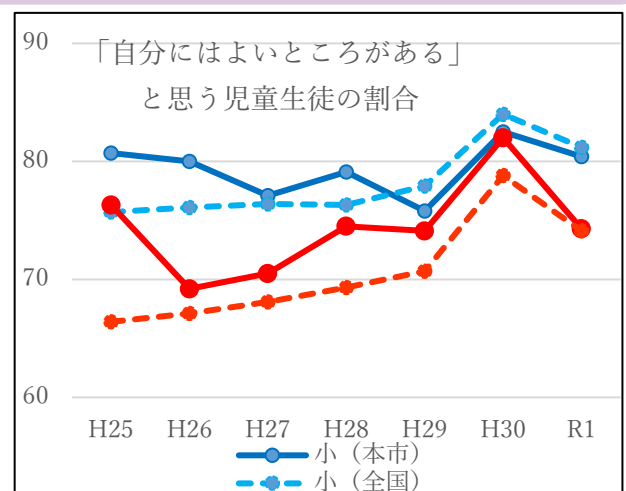
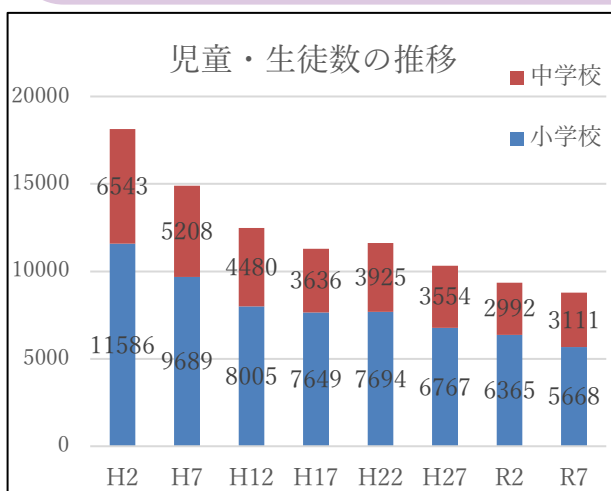
現状と課題

【1. 認定こども園・幼稚園・保育所（園）、小・中学校教育の充実】

- 認定こども園・幼稚園・保育所（園）と小学校は、系統性と連続性のある一貫した教育・保育の推進を目的とした、就学前の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を行う取組を行っております。
- 学力調査の結果から、本市の児童生徒の更なる学力の向上が求められています。また、すべての児童生徒の自己肯定感を育みながら一人ひとりの能力や適性に応じた学習をさらに推進する必要があります。
- 小・中学校が中学校区ごとに連携し、学習内容の確実な定着を進めるなど、系統性と連続性のある教育活動を推進していくことが求められています。併せて、工都延岡の特性を活かした理数教育の充実を図る取組を行っております。
- これからの時代を担う子どもたちに特に求められる新しい価値を創出する力、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのコミュニケーション能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等を身に付けさせる必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもたちの状況を的確に把握し、一人ひとりの教育的ニーズに基づいた適切な支援が必要です。学校内では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、関係機関や家庭との連携によって指導・支援の充実を図る必要があります。
- キャリア教育は、子どもたちが様々な体験をし、多くの人とふれあうことを通して、自分の生き方について考えることができるよう進めていく必要があります。また、延岡を知り、延岡を愛し、延岡の未来について考えるふるさと教育を、小・中学校9年間において、計画的・系統的に推進する取組を行っております。
- 子どもの発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、学校の教育活動全体を通して、豊かな心を育むとともに人権について正しい知識を身に付け、人間としての生き方や人権を尊重する意識・態度を育成し、実践力を養う必要があります。
- 子ども一人ひとりが正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるように、小・中学校9年間を通した「食育」を推進する必要があります。
- いじめ問題とともに、喫緊の課題である不登校や問題行動について、家庭・地域・関係機関と連携した組織的な生徒指導を推進していく取組を行っております。

【2. 教育コミュニティづくりの推進】

- これからの時代を担う子どもたちには、社会の変化を乗り越え、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いて行く力を身に付けることが大切です。そのためには学校だけではなく、積極的に家庭・地域と連携・協働しながら教育活動を行うことが必要です。



* 主体的対話的で深い学び…児童生徒が自ら意欲的に、様々な人等と対話をとおして解決策を考えたり思いや考えを基に創造したりする学習。
 * ICT…コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。
 * IoT…従来インターネットに接続されていなかった様々なモノがネットワークを通じて相互に情報交換をする仕組み。
 * 個別最適化学習…一人ひとりの理解状況や能力・適性に合わせ、多様な子どもたちが誰一人取り残されることがないようにする学び。
 * プレイパーク…子どもたちが想像力を働かせて自ら遊びを創ることができ、自主性や冒険心を育むような遊び場。



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 認定子ども園・幼稚園・保育所

(園)・小・中学校教育の充実

就学前教育、小・中学校9年間の義務教育において、系統性と連続性のある一貫した教育に取り組めます。また、子どもや地域の実態に即した教育を目指すとともに、今後、指導方法の工夫(主体的・対話的で深い学び)や*ICT及び*IoTやAIを活用した教育に取り組めます。併せて、OJTやメンターチームの活性化、大学との連携等を工夫し、教職員全体の資質向上を目指します。

ふるさと教育の実施に当たっては、延岡のよさやすばらしさを教えると共に、地域教育力の活用、地域への貢献、地域行事への参画や子どもの視点から地域課題に取り組むなど、地域を意識した教育活動を充実させ、ふるさと延岡に誇りを持てるような教育の充実を目指します。

(1) 幼保小中連携教育の推進

・学校・行政は、認定子ども園・幼稚園・保育所(園)と小学校の連携、小学校と中学校の連携の充実により一貫した教育を推進します。(学校・行政)

(2) 学力の向上 ▶戦略2

・学校は、学力調査の結果分析に基づいた指導内容の重点化や大学等と連携した授業づくりをとおして*「主体的・対話的で深い学び」の実現を行い、確かな学力の定着に努めます。また、陰山メソッドなどを引き続き進めるとともに、学力の向上に効果のある取組を検討していきます。さらに、自分の考えを、根拠を基にして自分の言葉で論理的に表現する力である論述力の育成にも努めていきます。(学校)

・学校・市民はICT及びIoTやAIを学校や家庭で正しく活用し、*個別最適化学習や遠隔交流授業の実施により、基礎学力や表現力、発信力等の定着に努めます。(学校・市民)

・学校の図書の実用と読書に親しむ環境の整備を通して、一人ひとりの読書量を増やし、思考力や読解力の向上に努めます。(学校)

(3) 特別支援教育の充実

・学校・行政は、一人ひとりの障がいの状況を的確に把握し、教育的ニーズに基づいた支援や連携を図るなど、特別支援教育の充実を目指します。(学校・行政)

(4) キャリア教育及びふるさと教育の推進 ▶戦略2

・学校・行政は、地域の教育力を積極的に活用し、キャリア教育やふるさと教育の充実を目指します。また、教職員の意識づくりにも努めます。(学校・行政)

・ふるさと延岡の素晴らしさについて学ぶことができるよう、様々な分野で活躍している市民や企業が、学校や事業所等で講話を実施します。(市民・企業)

(5) 健やかな心身の育成

・学校は、教育活動全体を通して道徳性の育成に努めるとともに、人権を尊重する意識や態度・実践力を養うことに努めます。また、一人ひとりの実態に応じた体力向上に努めます。併せて、家庭や関係機関等との連携を図りながら、「食育」の推進を図るとともに、子どもの心身の健康管理に努めます。(学校)

(6) 生徒指導の充実 ▶戦略2

・学校は、家庭・地域・関係機関と連携しながら、一人ひとりに応じた生徒指導の充実を目指し、いじめや不登校、問題行動の解決や未然防止についてICTを活用しながら組織的に対応します。また、行政は、適応指導教室の充実や必要な学校への指導員の配置等を行い、生徒指導の充実を目指します。(学校・行政)

2. 教育コミュニティづくりの推進

子どもたちに「生きる力」を育成するために、様々な教育活動において、保護者や地域の方々と連携・協働しながら、特色ある学校づくりに取り組むとともに、学校を核とした教育コミュニティづくりに取り組めます。

(1) 教育コミュニティづくりの推進 ▶戦略2

・学校は、コミュニティ・スクールを導入することにより、学校・家庭・地域の協働体制が継続的に確立されていくように、家庭や地域住民に対して、学校の教育目標や経営方針、教育的課題や達成状況等について説明するだけでなく、これまでの土曜授業で得られた成果を生かしながら、子どもたちをどのように育てていくのか、そのためには学校・保護者・地域のそれぞれが何をしていくのか等について熟議・協働ができる機会を設けていきます。(学校)

(2) さまざまな機関との連携強化

・キャリア教育支援センター、企業、(仮称)延岡子ども未来創造機構等さまざまな機関との連携を通して、自然体験やプレイパーク的な体験機会の提供も含めて「生きる力」の育成に努めます。(関係団体・企業・行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|--|--------------|----------------------------|----------------|
| 講師派遣事業の実施回数(地元企業からの学び) | 25回 (H26) | 24回 (R1) | 27回 |
| コミュニティ・スクール導入校数 | 0校 (H26) | モデル校4校 (R1) | 42校 |
| 「自分には、よいところがある」と回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査結果) | - | 小:80.4%(R1) 中:74.3%(R1) | 小:83% 中:80% |

【総合戦略KPI】

| 内容 | 基準値(R1) | 目標値(R7) |
|------------------|-----------|-----------|
| ふるさと教育授業回数 | 72回/年 | 80回/年 |
| 「のべおかはげまし隊」の活動回数 | 13,148回/年 | 14,000回/年 |

第1章

一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育

第2節 教育環境の整備

現状と課題

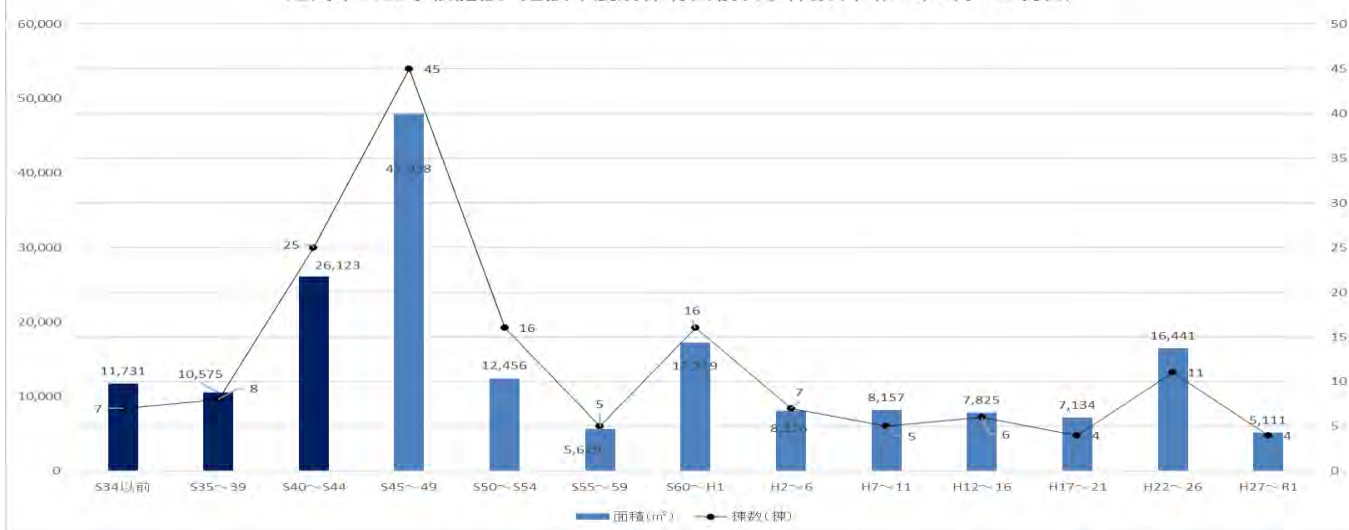
【1. 学校施設の整備】

- 学校施設の多くは、老朽化が進んでおり、補修や修繕に加え、老朽化の著しいものは建て替えや大規模な改修に年次的に取り組むなど、良好で環境に配慮した教育環境の整備に努める必要があります。
- 学校施設は学校教育に用いられるだけでなく、災害などの緊急時には避難場所の役割を担うこともあることから、防災機能の強化など安全面への配慮とともに、地域にも使いやすい施設として整備を進めていく必要があります。

【2. 教育環境の充実】

- 不審者等による声かけ事案等の危険から、登下校時の児童生徒を守るためには、各学校における非常時訓練等の充実を図り、児童生徒自身に危険から身を守る能力を身につけさせる取組を行っております。また、地域ボランティアの協力体制づくり及び情報伝達手段の整備・活用の充実に取り組んでいます。
- 小・中9年間を通して、発達段階に応じた防災教育を行っています。各学校に応じた避難訓練を行うことで、児童生徒の防災意識を高める取組を行っております。
- 児童生徒の学びを確かなものにするためには、学習に有効な教材・教具を整備する必要があります。また、これからの*Society5.0（超スマート社会）の実現に向けて、一人ひとりに応じた個別最適化学習にふさわしいICT教育環境の整備を図るとともに、教員に向けた研修会を実施し、ICT及びIoTやAIを効果的に活用する指導方法の工夫改善を行う必要があります。
- 児童生徒数の減少が進む中で、地域の実情等を勘案しながら、適正な学校規模による教育活動の充実や義務教育学校への転換などにより、市全体が学びの場である雰囲気づくりを進める必要があります。
- （公財）延岡市育英会は意欲と能力のある生徒・学生が経済的理由により修学を断念することがないように、奨学金事業の充実に努めています。一方で、本育英会は奨学生からの返還金を主な原資として運営しているため、返還金の回収強化が課題となっています。

延岡市公立学校施設 建設年度別保有面積及び棟数(令和2年4月1日現在)



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 学校施設の整備

良好で環境に配慮した教育環境を整備するため、学校施設長寿命化計画に基づく建て替えや大規模な改修に取り組むとともに、必要に応じた補修・修繕に取り組みます。また、施設の外壁・建具・ガラス等の非構造部材の落下防止対策も併せて進めることで、より安全で安心な教育環境の構築に取り組みます。

(1) 施設の整備充実と維持補修

- ・行政は、学校施設長寿命化計画に基づく学校施設の建て替えや大規模な改修を実施するとともに、必要性に応じた補修・修繕を実施します。(行政)
- ・事業者はボランティア活動の実施により、学校施設環境の向上を図ります。(事業者)

(2) 防災機能の強化

- ・学校施設の外壁・建具・ガラス等、非構造部材の落下防止対策を進め、安全で安心な学校施設を整備します。(行政)

2. 教育環境の充実

各学校における防災教育を通して、防災・減災に向けた取組を行い、児童生徒の安全環境を整えることができるように、点検結果を反映した整備に取り組みます。また、学習や校務に必要な教材・教具・備品の整備を、計画的に取り組みます。

経済的理由により修学が困難な生徒・学生に学資を貸与することにより、安心して学べる環境の確保を目指すとともに、公益財団法人として奨学金の適正な運用に取り組みます。

(1) 児童生徒の安全確保

- ・学校・行政は、学校におけるさらなる安全教育の充実に努めます。家庭や地域、関係機関と連携した通学路交通安全プログラムの策定、学校安全ボランティア制度や安全管理体制の充実及び緊急時の情報伝達手段の整備・活用を図ります。(学校・行政)
- ・市民は、各小中学校において、児童生徒の安全な通学のために高齢者ボランティアを中心とした「学校安全ボランティア(見守り隊)」に協力するなど、児童生徒の登下校の安全確保に取り組みます。(市民)

(2) 防災教育の推進

- ・学校は、「自らの危険を予測し、回避する能力を高める」防災教育を小・中9年間を通して、発達段階に応じて継続的に推進します。また、避難訓練を確実に実施します。(学校)

(3) 教材・教具の整備と情報化への対応

- ・行政は、児童生徒の学力向上とコミュニケーション能力の向上を目指すために、一人一台PCの効果的な活用やその他のICT及びIoTやAIを活用した教育の推進に努めます。(行政)
- ・併せて、教材・教具の整備充実を図るとともに、それらを活用し、プログラミング教育や体験的・活動的な学習のさらなる推進を図ります。(行政)

(4) 自主的・自立的な学校経営の推進

- ・地域と共にある学校づくりを推進するため、新たな学校組織マネジメントやリスクマネジメントの充実の側面から、管理職のみならず、ミドルリーダーへの効果的なマネジメント研修を大学等と連携して実践します。また、民間との人事交流及び校務支援システムの導入や効果的な運用の支援を行い、教員の働き方改革を推進し、学校が地域と協働で教育的課題の解決に向かうことができるよう支援します。(行政)

(5) 奨学金制度の充実

- ・(公財)延岡市育英会の充実・活用を図るため、様々な機会を捉えて各種育英会制度を含めた周知・広報に努めます。(行政・学校)
- ・行政は奨学金の寄付募集を行うとともに、奨学金の適正な運用に努めます。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-------------------------------------|----------------|--------------|-------|
| 学校安全ボランティア登録者(累計) | 950人 (H26) | 697人 (R1) | 700人 |
| 市民アンケートにおける「小・中学校教育の充実・教育環境の整備」の満足度 | 68.6% (H26) | — | 70.0% |

第2章

青少年の人間力育成

現状と課題

【1. 家庭や地域における教育環境の充実】

- 少子高齢化の進行や家族形態、働き方やライフスタイルの多様化などに伴い、家庭の教育力の低下が指摘されています。そのような中、保護者に子育てに関する情報の提供や学習する機会を提供するため、家庭教育学級開設の支援や「月に一度は家庭の日」の啓発活動に取り組んでいます。
- 子どもの成育にとって重要な環境の一つである地域社会における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。地域や学校と、PTA 連絡協議会や子ども会育成連絡協議会などの社会教育関係団体が連携し、「地域の子どもたちは地域で守り育てる」という意識の醸成が必要です。
- 少子化やゲーム機やスマホ等の電子メディアの普及、安全な遊び場所の減少により、異年齢の子どもたちが外で一緒に遊ぶ機会が少なくなっています。子どもたちの社会性や生きる力を育むために、様々な体験活動を実施していますが、より一層、地域の人々が積極的に参画し、体験活動等にチャレンジできる機会を創出していくことが求められています。

【2. 青少年を取り巻く環境の整備】

- 情報化社会の進展、特にSNSなどのソーシャルメディアの発達により、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い、問題行動も複雑多様化し、表出しにくい非行や犯罪、学校内のいじめなどが起こっています。
- 学校、家庭、地域が一体となって青少年を見守る体制を構築し、非行や犯罪に巻き込まれない環境の整備が求められています。

【3. 青年活動の活性化】

- 少子高齢化や人口の減少、価値観の多様化により、かつて地域づくりの中心的役割を担った青年は地域との関わりを持つ機会が少なくなっています。青年層の活躍の場を新たに創出し、将来の延岡市を担う青年層の人材発掘、育成が課題となっています。

【4. 「自己信頼」を持てる人材の育成に向けて】

- 教育においては、これまで「学校」「家庭」「地域」の3者が連携・協力し、それぞれの役割を担っていますが、急速な社会の変化とともに、教育に対するニーズが多様化しており、この3者だけでは担いきれない課題も存在していると考えられることから、この状況を打開するため、新たに第4の存在が必要となっております。



青年団主催料理教室の様子



インリーダー研修の様子



STEMワークショップの様子

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 家庭や地域における教育環境の充実

地域や学校、社会教育関係団体と連携し、「子育て・親育ち」を応援する学びの機会を提供します。また、子どもの社会性や「生きる力」を育む体験活動も継続的に実施、内容の拡充を図ります。

(1) 家庭教育の充実

- ・行政は地域や学校と連携し、健全な家庭や子どもを育てるために、保護者の不安や悩みを共有して「子育て・親育ち」に関する学習の質を高め、機会をより多く提供できるよう取り組みます。(行政)
- ・家庭は、「早寝、早起き、朝ごはん」や「家庭の日」を通して、家族のふれあいの時間を多く作ることに努めます。また、学習の機会に積極的に参加し子育て世代と交流することで子育てに関する情報を共有し、学習を深めます。(市民)

(2) 体験活動の充実

- ・学校や地域、社会教育関係団体との連携により、延岡の特性や人材を活かした自然体験活動や社会体験活動を実施し、子どもたちの社会性や「生きる力」、郷土愛を育みます。(行政)

2. 青少年を取り巻く環境の整備

青少年指導員等による青少年の見守り活動を充実させていくとともに指導員の担い手を発掘します。また、学校、家庭、地域、関係機関等が相互に連携し、社会の変化に柔軟に対応しながら、非行防止に組織的に取り組む体制を構築します。

(1) 関係団体及び指導者の育成

- ・指導者や関係機関との情報交換をとおして、新たな人材を発掘するとともに、様々な研修会により指導者の育成に取り組みます(行政)

(2) 非行防止活動の充実

- ・行政は、青少年育成センターを拠点とし、学校や地域、関係団体、関係機関と連携しながら青少年指導員等がより良い見守り活動ができるような環境づくりに努め、青少年健全育成に取り組みます。(行政)
- ・市民は地域の子どもの見守り活動や体験活動、関連団体の見守り活動等に積極的に関わり、青少年の健全育成に取り組みます。(市民)
- ・行政と地域は連携して、青少年健全育成の取り組み状況や、非行防止のために役立つ情報を、SNS等の多様な媒体を活用して、適切に発信します。(行政・市民)

3. 青年活動の活性化

青年の活動を支援するために活躍の場を創出することで、青年の地域貢献の意識を高め、将来の延岡を担う人材の育成をめざします。

(1) 青年活動の活性化

- ・行政は青年活動を支援するために、必要な情報を収集し、青年の活動の場を創出することで、地域貢献の意識を高め、合わせて郷土愛を醸成します。(行政)
- ・青年団体は、地域貢献活動や青年の交流活動等を通して、地域の担い手となる人材の育成や新たな青年の仲間づくりに取り組みます。(関係団体)

4. 「自己信頼」を持てる人材の育成に向けて

「学校」「家庭」「地域」だけでは担いきれない課題を解決するための第4の存在として「(仮称)延岡こども未来創造機構」を創設し、これまでご尽力いただいている関係団体、そして「学校」「家庭」「地域」と連携しながら、「知力」「体力」「人間力」を育む取組を進めるとともに、「学校」「家庭」「地域」をサポートする新たな仕組みの構築や様々な課題の解決に向けての取組を進め、人づくりを通じた地域の活性化を図ります。

(1) 学校ではなかなか学べないことを楽しく学ぶ取組み ▶戦略2

- ・行政(機構)は、「学校」「家庭」「地域」と連携しながら、学校では実施していない*STEMワークショップやイングリッシュキャンプ等の各種教育プログラムなどを楽しく学ぶ取組を行います。(行政)

(2) こころを育む取組み ▶戦略2

- ・行政(機構)は、「学校」「家庭」「地域」と連携しながら、困難を乗り越える(トライ&エラー)取組みや「自分は他の人とは違っていい」という自己信頼を高める取組みなど、こころを育む取組を行います。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-------------|-------------------|------------------|----------|
| 体験活動講座の参加者数 | 2,080人/年 (H26) | 1,867人/年 (R1) | 2,300人/年 |

【総合戦略KPI】

| 内容 | 基準値(R1) | 目標値(R7) |
|--|---------|------------|
| 「STEMワークショップ」・「イングリッシュキャンプ」・「夢の教室」等の機構関連のワークショップ等の参加者数【再掲】 | 217人/年 | 5年間で1,500人 |

*STEM(教育) … 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、数学(Mathematics)等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

第3章

全ての世代の向上心を大切にする
生涯学習・社会教育

第1節 生涯学習・社会教育

現状と課題

【1. 学習機会の拡充】

□ 少子高齢化や国際化、価値観の多様化、さらには、科学技術の急速な進展など、社会情勢は時々刻々と変化しています。このような現代社会において、市民一人ひとりが物心両面において豊かで、潤いのある生活を送っていくために、市民が、幼児期から高齢期の生涯に渡り、意欲をもって、自由に学習することができる生涯学習社会の実現が求められています。そのようなことから、学習機会や学習情報の提供など市民の自主的な学習意欲を支援する取り組みの拡充が必要となっており、現在、その方策の一つとして、リモートでの学習講座等も実施しています。

【2. 学習成果の活用と人材育成】

□ 市民自らが学習した成果を地域社会に活かすために、「放課後子ども教室推進事業」や「地域学校協働事業」「地域寺子屋事業」等、地域ぐるみで教育活動や子育て支援をする取り組みを進めています。それを地域づくりにつなげていくために、より多くの市民の参画を促す取り組みや新たな活躍の場の掘り起こしが必要です。

□ 社会教育関係団体が主体的でより活発に活動していくために、人材の育成やその支援のあり方が課題となっています。

【3. 学習環境の整備充実】

□ 生涯学習の拠点施設として、また、市民の多様な学習需要に応える場として、社会教育センターをはじめとする社会教育施設の通信ネットワーク等の機能強化を図る必要があります。

□ 地域の生涯学習の場として大きな役割を果たしている自治公民館に加え、学校施設も学びの場として位置づけ、整備、充実を図ることが必要となっています。

【4. 地域の次代を担う子どもたちの育成の推進】

□ 少子高齢化、核家族化等、私たちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、これからの地域を担う子ども達は、今後も変化する社会の中で、将来を生き抜く力を身に着けることが求められており、「生きる力」を育む学習活動に一層取り組む必要があります。



寺子屋教室の様子



シニア向けスマートフォン教室の様子

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 学習機会の拡充

市民の学習ニーズに応え、市民が必要とする生涯学習に関する最新かつ必要な学習情報を提供していきます。

(1) 学習機会の充実

- 市民の主体的な生涯学習活動を促進するためにあらゆる機会をとらえて、市民の意識啓発に努めるとともに、ICT等を活用して、多様な学習機会・情報の提供に取り組めます。(行政)

2. 学習成果の活用と人材育成

市民が自主的な学習に取り組めるための支援を行い、その学習で得られた成果を活かすことができる機会の拡充に努めます。また、社会教育関係団体と連携しながら地域活動を支える指導者や、団体の活動に協力する新たな人材の発掘・育成に取り組めます。

(1) 自主的学習活動の推進

- 行政は、市民の自主的学習活動を支援し、自治公民館活動をはじめとした、地域に根差した活動や学習活動を推進します。(行政)
- 市民は解決していかなければならない課題等について、地域や仲間と共有し、あらゆる方法で自ら情報を収集しながら学習活動に取り組めます。(市民)

(2) 学校・家庭・地域・企業との連携

- 行政は、学校、家庭、地域や企業と連携し、生涯を通じた学習によって得られる経験や知識等を発揮することができる場の確保拡充に努め、人材の育成に取り組めます(行政)
- 市民は学習活動を継続的に行い、その学習成果を活かして積極的に地域づくりに取り組めます。(市民)

(3) 関係団体及び指導者の育成 ▶戦略4

- 行政は社会教育関係団体と連携を図り、協働により新たな活躍の場を創出し、人材育成、指導者の確保に努めます(行政)
- 社会教育関係団体は、団体間のネットワークの構築など一層の連携を図りながら組織の強化や活動の充実に取り組めます。(関係団体)

3. 学習環境の整備充実

市民が、生涯にわたって、主体的に学ぶことができるよう施設の機能充実を図り、新たな学習需要に応える社会教育施設等の整備に取り組めます。

(1) 社会教育施設の整備充実

- 市民の生涯学習意欲を高めるため、社会教育施設の整備や通信ネットワーク機能の充実を努め、サービスの向上を図ります。(行政)

(2) 自治公民館等の整備促進

- 地域における生涯学習活動の拠点として市民が主体的に学べるよう自治公民館の整備を支援し、機能の充実を図ります。また、学校施設も地域の学習施設として位置づけ、利用できる環境を整えます。(行政)

4. 地域の次代を担う子どもたちの育成の推進

「生きる力」を育む体験活動を実施し次代を担う子ども達を育成する取組を推進します。

(1) 子ども達の「人間力」「非認知能力」を育む体験事業の推進

- 子どもたちの「人間力」や「非認知能力」を育むため「はらはらわくわくふるさと体験隊」等の体験活動を充実させることにより、異年齢交流をすすめるながら、生きた学びを提供します。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|------------------------|---------------------|-------------------|-----------|
| 出前講座の受講者数 | 81,538人/年 (H26) | 56,651人/年 (R1) | 57,000人/年 |
| 社会教育施設の利用者数 | 128,472人/年 (H26) | 87,603人/年 (R1) | 88,000人/年 |
| はらはらわくわくふるさと体験隊年間延参加者数 | 515人/年 (H26) | 399人/年 (R1) | 800人/年 |

【総合戦略KPI】

| 内容 | 基準値(R1) | 目標値(R7) |
|----------------|---------|---------|
| 生涯学習人財バンクの登録者数 | 80人/年 | 100人/年 |

第3章

すべての世代の向上心を大切にする
生涯学習・社会教育

第2節 図書館サービスの充実

現状と課題

【1. サービスの拡充】

- 少子高齢化や経済・雇用情勢の変化、高度情報化、ライフスタイルの多様化など、近年の急激に変容する社会情勢により、図書館を取り巻く環境も大きく変化しています。
- サービス提供エリアの広域化に加え、身体の不自由な方や高齢者、妊娠中や介護中などの理由により、図書館への来館が困難な市民が気軽に読書を楽しめるような利用しやすい環境を整備することが求められています。
- 検索等に利用できるインターネット閲覧用パソコンの利用や、必要としている情報に対応した回答や資料の検索方法を教える*レファレンスサービス等を利用する人が多くいることから、Wi-Fi設備をはじめとする通信ネットワーク環境を整備し、図書館が保有する様々な情報を効果的に提供できる取組の充実が求められています。

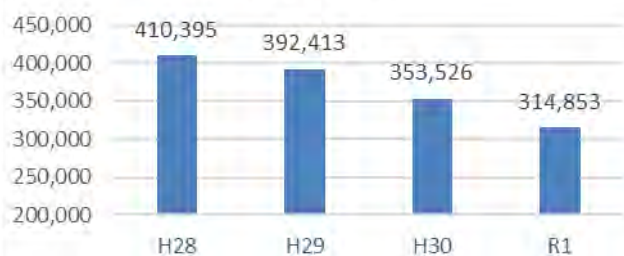
【2. 図書の充実と情報収集】

- 地域の情報拠点として、図書館本館及び分館において約47万冊、一人当たりの蔵書冊数として4冊を所蔵していますが、近年のインターネットやスマートフォンの普及を背景に情報収集手段の変化や読書離れが進んでいることから、利用者のニーズを的確に把握し、時代に即したコレクションの構築が求められています。

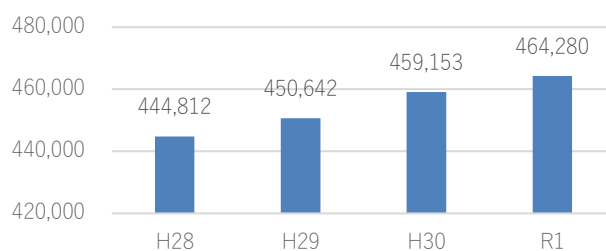
【3. 読書活動の推進】

- 乳幼児期から読書習慣を身につけ読書意欲を高めることができるように、ブックスタートなどの本に親しむ環境の整備や機会の提供等が求められています。

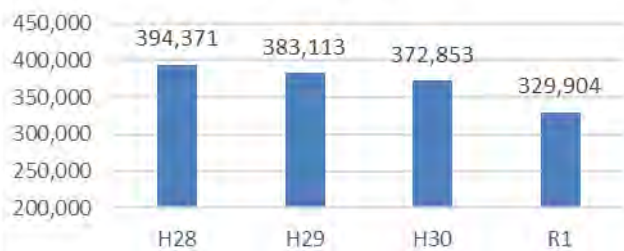
入館者数(人)



蔵書数(冊)



貸出冊数(冊)



*レファレンスサービス…情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. サービスの拡充

地理的な条件に関わらず、多様化する市民ニーズに応じた様々な情報や地域の課題解決に必要な資料等を速やかに提供することで、生涯学習の場として積極的に利用される図書館を目指します。

(1) サービスの拡充

- ・行政は、地域に即した移動図書館車の効率的な運行やインターネットを活用した図書の予約・リクエスト受付のほか、Wi-Fi 設備をはじめとする通信ネットワーク環境の整備など様々なネットワーク情報資源の活用を図ります。(行政)
- ・行政は、市民の自主的な学習活動を支援するため、県立図書館やエンクロスをはじめ九州保健福祉大学など関係機関と連携し、市民の関心が高い内容の企画展示やイベントを開催します。(行政)
- ・行政は、利用者の多彩なニーズに即座に対応するため、レファレンスサービスの充実や機能的で利便性の高い図書館ホームページの運用のほか、「としょかんだより」や「ふくろう号通信」といった情報冊子の発行などを通して、きめ細やかな情報発信を図ります。(行政)
- ・行政は、市内小・中学校の学校図書館を支援するため、定期的に図書館の司書が学校を訪問し、蔵書の整備・管理や学校図書館の運営に関してアドバイス等のほか、職場体験の受入れや団体貸出による学習テーマに応じた資料の提供を行うなど、学校との協力・連携体制の強化を図ります。(行政)
- ・市民は、心豊かで充実した人生が送れるよう生涯学習の場として、図書館の積極的な利用を図ります。(市民)

2. 図書の充実と情報収集

蔵書の整備充実が公共図書館のサービスの基本であり、多様な読書・情報ニーズに沿って、図書資料や郷土資料などを計画的、継続的に収集することで、市民一人ひとりの課題解決を支援することを目指します。

(1) 図書の充実と情報収集

- ・行政は、市民に対して活用可能な図書や郷土資料等の寄贈を呼び掛けるとともに、新刊書をはじめとする図書の計画的な購入や郷土資料・行政資料の継続的な収集に努め、郷土歴史研究の拠点としての役割を高めます。(行政)
- ・行政は、レファレンスサービスの充実や利用者が主体的に情報を収集できるよう、日々進化するICTを用いて地域の*ポータルサイト化を進め、市民の暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ情報の提供を行います。(行政)

3. 読書活動の推進

図書館の利用促進を図るとともに、読み聞かせのボランティア等との連携をさらに深めながら、子ども達が発育段階に応じた読書習慣を身につけ、将来にわたって本に親しむことが出来るよう、乳幼児期からの読書活動の推進に取り組みます。

(1) 読書活動の推進

- ・行政は、関係機関と連携し、各種イベントや企画展示などを通じて図書館の利用促進を図ります。また、*ブックスタートや幼児向けの絵本の充実のほか、読み聞かせボランティア等と協力して定期的におはなし会を実施することで、乳幼児期から親子で本にふれあえる機会を提供するとともに、すべての世代が居心地の良さを感じられる魅力的な図書館づくりを目指します。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|---------------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------|
| 入館者数 | 407,685 人 (H26) | 314,853 人 (R1) | 350,000 人 |
| 蔵書数 | 432,525 冊 (H26) | 464,280 冊 (R1) | 508,000 冊 |
| 貸出冊数 | 398,179 冊 (H26) | 329,904 冊 (R1) | 370,000 冊 |
| 5月1か月間の一人あたりの平均読書冊数 | 小学生 14.2 冊 中学生 3.4 冊 (H26) | 小学生 14.7 冊 中学生 4.3 冊 (R1) | 小学生 16 冊 中学生 5 冊 |

*ポータルサイト…ポータルとは玄関の意味であり、利用者にとって有用な情報を集約し、最初に提供するウェブページのこと

*ブックスタート…自治体が行う0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。1992年に付録で始まる

第4章

豊かな心あふれる文化都市づくり

現状と課題

【1. 文化活動の拡充】

□市民の多様なニーズと活発な文化活動に応えるため、「延岡市美術展覧会」、「延岡市民音楽祭」、「延岡市郷土芸能大会」などを市民と行政が共同して開催しています。さらに、全国から応募のある「若山牧水青春短歌大賞」等の事業を通して、小中高生をはじめとする市民の創作意欲を醸成するとともに、全国的な文化交流の推進や情報発信にも努めています。また、本市の各分野の文化の向上に特に顕著な功績のあった人を「延岡市文化功労者」として表彰し、その功績を永く顕彰しています。今後も、芸術文化の鑑賞及び発表の機会の充実を図りながら、地域に根ざした市民参加型の文化活動を推進し、市民の文化レベルのさらなる向上を目指していく必要があります。市民が主体となり行政と連携して文化活動に取り組めるよう、本市が目指すべき文化振興の基本理念や施策の方向性を定めた「延岡市文化振興ビジョン」を策定しています。

【2. 文化団体等の育成】

□文化連盟等との連携により、既存の文化団体・保存会等の育成を図るとともに、国・県等の助成制度を活用して、地域文化の保存・継承・掘り起こしにも努めています。また、「第35回国民文化祭みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」においては、令和2年度に大会開催の機運醸成を図る「さきがけプログラム」を宮崎県内市町村で最多の7事業、さらに令和3年度の本大会時には「分野別フェスティバル」として、宮崎市に次ぐ17事業が実施されるなど、大会開催を契機とした文化団体の活性化が図られています。

□「のべおか天下一薪能」や「城山かぐらまつり」等の行事を通じて、学生等のボランティア参加を促進し、また「古文書講座」や「出前講座」の開催により、延岡の歴史・文化に誇りと愛着を持つ人材の育成に努めています。一方で、後継者の育成や文化活動を支えてきた人材の高齢化や後継者不足により、文化活動の芽を次世代へ継承することが困難な状況が生じており、地域文化の先行きが懸念されています。今後も引き続き、後継者の育成に努め、地域文化の保存・伝承を図りながら、文化の香るまちづくりを推進していく必要があります。

【3. 文化施設の整備】

□文化活動の拠点施設は「延岡総合文化センター」をはじめ、いずれも老朽化が進み、維持管理が大きな課題となっています。中でも老朽化が著しかった「野口記念館」、「内藤記念館」については建て替えによる再整備を進めておりますが、他の施設についても引き続き計画的な補修整備等を図っていく必要があります。



「のべおか天下一薪能」の舞台と観客席は、中高生を含む延べ数百人の市民ボランティアが作り上げます。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.文化活動の拡充

「延岡市文化振興ビジョン」に基づき活発な文化活動を支援するとともに、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実や市民参加の機会創出を図るなど文化レベルのさらなる向上を目指します。また、本市の文化の向上に顕著な功績のあった人を顕彰します。

(1) 文化活動の充実

- ・行政は、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実を図ります。また、市民参加型の文化活動を推進するとともに、郷土の先賢や本市の文化振興に特に功績のあった人等の顕彰を進めます。(行政)
- ・行政は、学校教育についても「ふるさと教育」を推進する上で大切な学びの場と位置づけ、市内全ての子どもが郷土の歴史や文化を学んだり、学んだことを発表したりする活動を教育課程に位置づけるよう努めます。(行政)
- ・関係団体は、文化連盟等を中心に、様々な文化活動を展開するとともに、地域に伝わる伝統文化の保存・伝承に努めます。また、市内の文化施設を活用し、行政との連携のもとに、市民参加型の文化活動を実施します。(関係団体・行政)

2.文化団体等の育成

既存の団体の育成を図るとともに、「第35回国民文化祭みやぎき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎき大会」の開催で得られる貴重な経験を文化団体の活動に活かします。また、伝統文化の保存・継承や担い手の人材育成、更には、新たに文化活動を行う市民の意向に配慮し、その実現に向けて共に取り組みます。

(1) 文化団体等の育成

- ・行政は、文化活動の後継者の育成に努め、また、郷土芸能大会の開催等、地域伝統文化の保存・伝承と、地域の特色を活かした団体の育成に努めます。(行政)
- ・行政は「第35回国民文化祭みやぎき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎき大会」等のイベントを契機に文化活動の担い手を増やすなど、市民文化の振興に努めます。(行政)
- ・文化団体は、大会等のイベントに参加して得た貴重な経験を基に積極的に活動の魅力発信を行うことで、団体の加入者を増やし、更なる文化芸術活動の充実に努めます。(関係団体)

3.文化施設の整備

文化活動を促進するための環境整備として、文化施設の整備や補修等に努めます。内藤記念館については、国宝等も展示できる国の公開承認を受けた歴史民俗博物館として整備し、市民が延岡の歴史・文化、郷土の発展等に多大な功績を残した先賢等について学びを深め、郷土に対する誇りと愛着をもてるようにするとともに、美術館としての役割も担い、市民が様々な文化活動に利用できる施設となるよう努めます。また再整備を行う「野口遵記念館」については、市民が延岡への愛着や誇り(シビックプライド)を持ち、まちづくりに積極的に参画し、地域社会の形成に寄与する施設となるよう努めます。

(1) 文化施設の整備

- ・行政は、内藤記念館及び野口遵記念館の建て替えによる再整備を行います。また、芸術文化の鑑賞と発表の場である各文化施設の機能保全と補修整備を適宜実施し、適正な維持管理に努めます。(行政)
- ・市民は、伝統文化を保存・継承しながら、延岡の新時代を開く新たな文化を創造することに努めます。また、市内の文化施設を活用し、それぞれの文化活動の成果を発表するとともに、延岡の歴史・文化について学びを深めることに努めます。(市民)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|--|---------------|--------------|---------|
| 「延岡市美術展覧会」出品点数 | 403点 (H26) | 335点 (R1) | 400点 |
| 「延岡総合文化センター」利用率 (大・小ホールのいずれかを利用している率) | 76% (H26) | 76% (R1) | 80% |
| 「若山牧水青春短歌大賞」応募短歌数 | 26,030首(H26) | 18,678首(R1) | 25,000首 |
| 内：市内小中高生応募短歌数 | — | 2,591首(R1) | 3,500首 |

第5章

スポーツ・レクリエーションのさらなる推進

現状と課題

【1. 施設の整備拡充】

□市内スポーツ施設においては、施設の安全性や利用者の利便性の観点から、緊急を要するものを優先しながら、改修工事を中心に整備を行っています。今後開催予定の国民スポーツ大会に向け、競技会場として予定されている施設の整備を早急に進めていく必要があります。市民体育館については、県と市の共同により（仮称）新宮崎県体育館として整備を進められており、西階野球場については、今後、具体的な整備方針を決定し、する人（プレイヤー）と観る人（観覧者）の両者にとって魅力的なスポーツ施設として整備を進めていく必要があります。また、防災施設でありながらも平常時は天候に左右されずにスポーツができる、多目的屋内施設の整備に取り組んでいます。そのほかの施設についてもスポーツに対するニーズの多様化や施設の老朽化に伴い、施設の安全性の確保や、整備、充実にいかに進めるかなどの課題があります。

【2. 生涯スポーツの振興】

□市が掲げる「健康長寿のまちづくり」の柱の一つである、運動による健康づくりという考えは、スポーツ教室や健康教室及びポイント事業の実施や*クアの道を利用した運動療法などにより、確実に市民に普及してきており、スポーツ・レクリエーションに親しむ人が増加しています。

□健康志向の高まりや高齢化の進展により、スポーツに対するニーズも多様化しています。

【3. 指導者等の育成や競技力の向上】

□体育協会やスポーツ推進委員をはじめ、各団体・指導者がその特徴を生かしながら、各種スポーツ教室や大会・イベントなど、様々な事業を展開しています。

□これまでも、体育協会を法人化するなど、組織体制の強化を行ってきましたが、各団体・指導者が行う活動には温度差があり、さらなる組織体制の充実や団体の主体的な取組の充実などの課題があります。

□トップアスリートの活用や小・中・高校連携による一貫した指導体制づくりの強化に取り組むことにより、小中高校生の競技力の向上を推進しており、その結果、全国大会において上位の成績を収めたり、将来性溢れる有望な選手も育つなど一定の成果を挙げています。今後は、さらなる競技力の向上に加え、競技人口の拡大や指導者の育成・資質向上に努めていく必要があります。

| | | | | | | | |
|------|---------|---------|-----------|---------|-------------|----------|---------|
| | 市民体育館 | 大武体育館 | 勤労者体育センター | 東海体育館 | 北方勤労者体育センター | 北浦体育館 | 北川体育館 |
| 利用件数 | 11,234 | 630 | 923 | 192 | 402 | 167 | 543 |
| 利用人数 | 75,773 | 13,803 | 22,777 | 2,989 | 24,168 | 4,625 | 15,232 |
| | 西階陸上競技場 | 西階野球場 | 西階庭球場 | 西階弓道場 | 西階球技場 | 補助グラウンド | 妙田野球場 |
| 利用件数 | 1,582 | 167 | 4,328 | 1,198 | 104 | 684 | 225 |
| 利用人数 | 49,280 | 15,977 | 50,449 | 3,223 | 14,368 | 54,283 | 22,085 |
| | 妙田公園南広場 | 妙田公園北広場 | 北方総合運動公園 | 北浦グラウンド | 北浦海浜運動公園 | 北川総合運動公園 | 合計 |
| 利用件数 | 118 | 476 | 127 | 81 | 94 | 181 | 23,456 |
| 利用人数 | 15,105 | 36,600 | 8,710 | 2,655 | 11,895 | 29,119 | 473,116 |

*クアの道・クアオルト（Kurort）はドイツ語で療養地を意味する。クアは治療・療養・保養、オルトは場所・地域のこと。クアの道とは健康ウォーキングコースのことをいう。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.施設の整備充実

国民スポーツ大会の会場として内定している(仮称)新宮崎県体育館及び西階野球場の整備を進めるとともに、防災機能を有し、各種スポーツ競技やレクリエーションでの活用、さらに、大会・合宿の誘致等様々なニーズに対応できる、多目的屋内施設を整備し、施設の充実を図ります。

(1) 施設の整備充実

- 国民スポーツ大会の開催に向けて、会場となる予定の(仮称)新宮崎県体育館と西階野球場について、施設整備を行います。また、西階公園内に防災拠点も兼ねる多目的屋内施設の新設のほか、老朽化した既存施設についても、計画的な整備を行うことで施設の充実を図ります。さらに北浦海浜公園や川島町の埋立地跡地についても活用を図ります。(行政)

2.生涯スポーツの振興

市民が運動に親しみやすい環境づくりを図るとともに、スポーツ推進委員協議会や健康教室推進協議会等と連携し、各種スポーツ教室や大会、イベントなどの拡充に努めることで、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりが市民生活の一部として定着することを目指します。

(1) 生涯スポーツの振興 ▶戦略4

- 行政は、市民の主体的な健康づくり・体力づくりへの取り組みを支援するため、スポーツ推進委員の拡充を図ります。また、市民のニーズを的確に把握し、シニアスポーツを含めた、各種スポーツ教室や健康教室、大会・イベント等の内容充実と拡充に努めます。また、市民運動を支援するとともに健康マイレージの構築に取り組みます。(行政)
- さらに、市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、「総合型地域スポーツクラブ」の育成を図ります。(行政・関係団体)
- 市民は、スポーツ教室や健康教室に参加し、気軽にスポーツを楽しむとともに、運動による自らの健康づくりに取り組みます。(市民)
- 関係団体は各種スポーツ教室や健康教室を積極的に開催し、市民の健康づくり・体力づくりに主体的に取り組みます。(関係団体)
- 行政、小中学生が様々なスポーツに触れあうことで、生涯において運動に親しむことができるよう取り組みます。(行政)
- 体育協会を主体として、パラスポーツの推進や支援についても充実を図ります。(関係団体・行政)

3.指導者等の育成や競技力の向上

関係団体が主体となり、様々なスポーツ・レクリエーション振興策が展開できるようになることを目指すとともに、指導者の育成と充実に取り組んでいきます。また、競技人口の拡大や競技力の向上にも努めます。

(1) 指導者等の育成や競技力の向上

- 行政は、関係団体が主体となり様々なスポーツ振興施策が展開できるよう、人材確保や、財政支援、啓発機会の確保など様々な角度から支援を行います。併せて、トップアスリートや地元企業等と連携した講習会や研修会等を通じて、指導者の資質向上や充実を図ります。(行政・関係団体)

(2) 競技人口の拡大や競技力の向上

- 行政及び関係団体等が連携し、本市ゆかりのトップアスリートの活用や小・中・高校合同の練習会や競技会を実施するなど、競技人口の拡大や競技力の向上を推進します。(行政・関係団体)
- スポーツ推進委員協議会が行う体力テストの対象者を全世代に拡充し、その結果を踏まえ、競技人口の拡大等に繋げるように努めます。(行政・関係団体)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-------------|-----------------|----------------|--------|
| スポーツ教室延参加人数 | 2,239人 (H26) | 1,791人 (R1) | 2,400人 |
| 健康教室延参加人数 | — | 1,458人 (R1) | 1,650人 |

【総合戦略KPI】

| 内容 | 基準値(R1) | 目標値(R7) |
|------------|------------|------------|
| スポーツ施設利用者数 | 473,116人/年 | 600,000人/年 |

第6章

男女共同参画社会づくり

現状と課題

【1. 男女共同参画社会の推進】

- 本市は「男女共同参画宣言都市」として、「第2次のべおか男女共同参画プラン」に基づき、誰もが性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいます。
- *ドメスティック・バイオレンス（DV）や*セクシャル・ハラスメントなどは大きな社会問題となっており、その被害者の多くは女性です。行政、市民、事業者等がそれぞれの立場で、お互いを尊重し認め合うことのできる男女共同参画社会づくりに取り組む必要があります。
- 家庭・学校・職場・地域はもとより、市の政策・方針決定過程における男女共同参画を実現するために女性が活躍する機会を増やす必要があります。

【2. 男女の仕事と生活の調和】

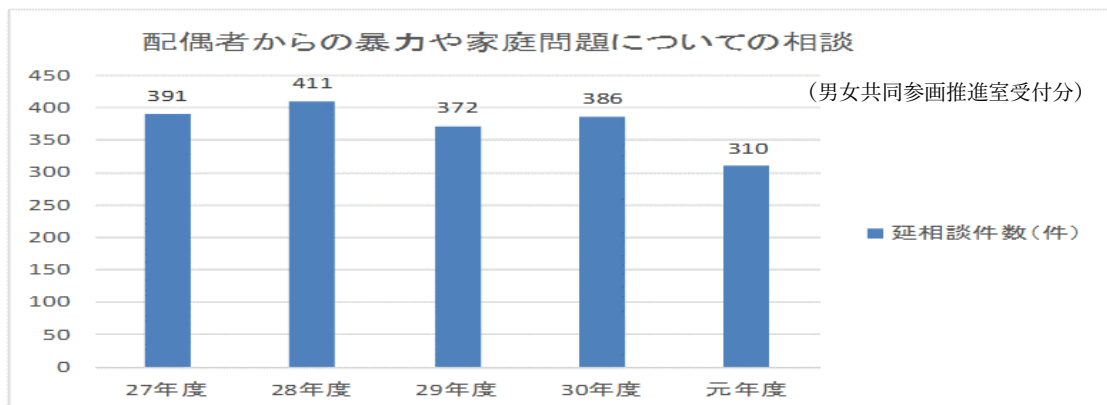
- *育児・介護休業法の改正や*女性活躍推進法の施行などにより、男女がともに働きやすい環境に向けた法整備が進められ、市民意識調査の結果からも「男は仕事、女は家庭」という意識は減少しつつあります。しかしながら、依然として家庭内で女性の果たす役割が多くあり、固定的な性別役割分担意識が根強く存在している状況です。
- 男女とも仕事と生活が調和する社会を目指して、長時間労働等の働き方の見直しなど、男性が育児・介護・地域生活等に参画できる環境整備を推進する必要があります。

【3. 女性の健康と福祉の充実】

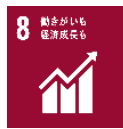
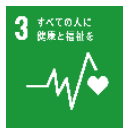
- 生涯を通じて健康の保持増進を図ることは、男女ともに重要な課題となっています。特に出生率が低下する中で、女性が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。

各種審議会等における女性参画率の推移(地方自治法第202条の3に基づく審議会)

| 年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------|
| 委員総数(人) | 453 | 389 | 380 | 382 | 366 |
| 女性委員数(人) | 130 | 110 | 110 | 99 | 110 |
| 女性委員割合(%) | 28.7 | 28.3 | 28.9 | 25.9 | 30.1 |



*ドメスティックバイオレンス…配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力のこと。身体的なものだけでなく、精神的なものも含む
 *セクシャルハラスメント…sexual harassment 性的嫌がらせ。セクハラ。
 *育児・介護休業法…育児休暇、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。
 *女性活躍推進法…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 男女共同参画の推進

市民が性別に関わりなく一人の人間として人権が尊重され、その能力を十分に発揮でき多様な生き方を選択できるようにするため、男女共同参画の視点を持ち、気づき、見直せるよう啓発・広報を推進します。政策・方針決定過程などに男女が対等な立場で共に参画し、多様な視点が反映されるよう審議会等の委員に女性を選任するよう努めます。

(1) 男女の人権の尊重

- ・行政はドメスティック・バイオレンス（DV）や様々なハラスメントに対する意識を高め、その防止や啓発、相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全確保に向けて、被害者の一時保護等に取り組むとともに、関係機関とのさらなる連携を図り充実に努めます。（行政）
- ・市民は互いの人権を尊重し、男女平等意識の向上とDVやハラスメントのない環境づくりに努めます。また、社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場面で協力・参画し、喜びと責任を分かち合うよう努めます。（市民）

(2) 固定的性別役割分担意識の解消

- ・行政は家庭、学校、職場、地域において、男女平等の意識を高めるための啓発に努めるとともに、男女共同参画を推進する団体や人材の育成を図ります。（行政）

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

- ・行政は率先して各種審議会等における女性の参画拡大を図ります。（行政）
- ・民間団体は役員に積極的に女性を登用し、各種審議会等に男女が同割合で参画できる環境づくりに努めます。（民間団体）

(4) 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画

- ・行政は特定の性や年齢層で担われている分野へ、男女共同参画の視点を取り入れることにより、男女双方からの参画を推進します。（行政）

2. 男女の仕事と生活の調和

男女が共にライフスタイルやライフサイクルに応じた多様な生き方を促進するための啓発に取り組めます。男女が尊重しあい、いかなる暴力も許されないという意識を持ち、被害を受けている人が声を上げやすい環境をつくります。

(1) 仕事と家庭の両立支援

- ・行政は関係機関と連携しながら、事業者等における男女雇用機会均等法の遵守を図るとともに、女性活躍推進法に基づいた情報の収集や提供を進めます。また、子育て支援策の一層の充実を図ります。（行政）
- ・事業者は育児・介護休業制度の普及啓発や利用促進を図り、男女が子育てや親の介護などと両立する形で共に働きやすい職場づくりを進めます。（事業者）

(2) 男性にとっての男女共同参画

- ・行政は「男女共同参画週間」「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や学習機会等により、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等、働き方の見直しにより、男性の家庭や地域への参画を進めます。（行政）

3. 女性の健康と福祉の充実

生涯を通じた女性の健康支援や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するよう努めます。

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

- ・行政は、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、課題に応じた健康支援を進めます。また、子育て世代包括支援センターの機能を十分に発揮して、妊娠期から子育て期にわたり包括的に切れ目のない支援を推進します。（行政）

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|---|----------------|---------------|-------|
| 各種審議会等の女性委員の割合 (地方自治法第202条の3に基づく審議会) | 29.2% (H26) | 30.1% (R1) | 35.0% |

第7章

すべての市民の人権が尊重されるまちづくり

現状と課題

本市では、あらゆる差別の解消と人権が尊重されるまちづくりに向けた市の理念を明確化し、人権施策の更なる推進を図るため「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行（令和元年10月）しました。

また、条例の施行等を踏まえ、「延岡市人権教育・啓発推進方針」（平成22年3月策定）を令和2年度に改定し、人権施策の新たな基本指針としています。

【1. あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進】

□本市では、「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づき、行政はもとより、市民、事業所、関係団体などがともに連携、協働しながら、継続的な人権教育・啓発に取り組んでいます

□*「人権に関する市民意識調査」の結果などから、本市の人権侵害や差別の現状、市民の認識などを踏まえ、市民一人ひとりの日常生活の中に人権尊重に関する理解や行動が根付くよう総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取組が必要です。

【2. 人権問題への積極的な対応】

□国において、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」など人権問題について、国や地方公共団体の責務などを規定した法律が相次いで施行されています。

□本市では、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等の様々な人権問題に関する誤った知識や偏見などによる人権侵害や差別などを解消するために「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づき、関係機関・団体等と連携した取組を進めています。

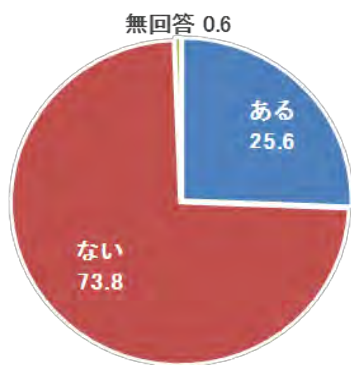
□社会全体の課題である様々な人権問題の解決に向けて、具体的な施策を展開していくことが必要です。

【3. 人権擁護の推進】

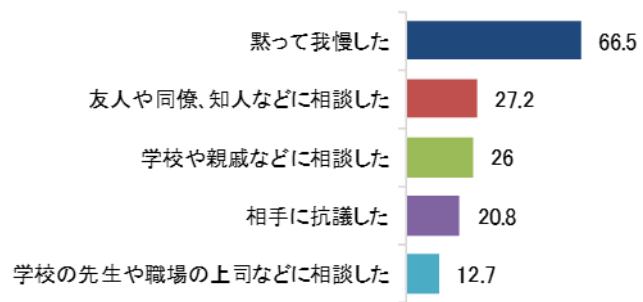
□「人権に関する市民意識調査」の結果では、人権侵害を受けた時に6割以上の市民が「黙ってがまんした」と回答しており、相談する場合も、公的な相談窓口よりも身近な人に相談する割合が高くなっています。

①自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

②人権侵害を受けた時どうしましたか。（上位5項目・複数回答）



(単位%)



(単位%)

「人権に関する市民意識調査」(令和元年度実施)から抜粋

(市内に居住する18歳以上の2,000人の市民を対象に実施)

*「人権に関する市民意識調査」…平成20年度・平成26年度・令和元年度の3回実施。18歳以上(平成20・26年度は20歳以上)の市民、男女それぞれ1,000人・計2,000人を対象として実施。



施策の展開

取組項目（役割分担）

1. あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進

全ての市民の人権が尊重される社会の実現のため、関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発活動の充実を目指します。

(1) 就学前・学校教育における人権教育・啓発

・行政は、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校において、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、教職員等への研修の充実に努め、指導力の向上を図ります。（行政）

(2) 生涯学習における人権教育・啓発

・行政は、学習機会の提供と学習内容の充実を図ります。（行政）
 ・市民は、国・県又は市等が開催する研修会等に参加するなど、あらゆる機会を通じて自己啓発活動に努めます。（市民）

(3) 地域や職場における人権啓発

・行政は、延岡市社会福祉協議会と連携し、障がい者の視点を学ぶ体験学習を推進するなど、地域・事業者・関係団体等と協力し、地域や職場における人権教育・啓発活動に努めます。（行政）

2. 人権問題への積極的な対応

これまでの取組の成果や「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、それぞれの人権問題の解決に向け、「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づいた具体的な施策に取り組めます。

(1) 人権問題への積極的な対応

・行政は、様々な人権問題の解決に向け、延岡市人権啓発推進協議会等の関係団体、地域、事業所等と連携し、講演会・研修等の啓発活動に積極的に取り組みます。（行政）
 ・行政は、新型コロナウイルス等の感染症に伴う人権侵害に関する啓発活動や、性的少数者に係るパートナーシップ宣誓制度の導入に向けた取組を進めるなど、人権を取り巻く環境の変化に対応し、新たな人権問題に関する正しい知識や理解の普及に努めます。（行政）
 ・事業者は、各種研修への参加や行政が実施する出前講座等の活用により、職場における人権意識の向上に努めます。（事業者）

3. 人権擁護の促進

国や県、関係機関・団体等と連携を図りながら、各相談窓口において気軽に相談できる体制づくりや、相談窓口の周知に取り組みます。

(1) 人権擁護の促進

・行政は、児童や高齢者などへの虐待等を未然に防ぐために「なんでも総合相談センター」への早期相談を周知するなど、相談内容に応じた人権相談窓口の充実に努めるとともに、法務省の人権擁護機関などの関係機関と連携し、人権擁護の促進を図ります。（行政）
 ・市民は、人権意識を高め、日常生活の中で互いの人権尊重に努めます。（市民）

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-------------------------------------|------------------|------------------|---------|
| 市や延岡市人権啓発推進協議会等が行う人権研修、講座等に参加した市民の数 | 3,259 人 (H26) | 3,627 人 (R 1) | 3,800 人 |
| 延岡市人権啓発推進協議会の会員数 | 143 団体 (H26) | 163 団体 (R 1) | 170 団体 |

第5部

ぬくもりと躍動感が感じられる都市環境づくり

第1章 環境保全

第2章 廃棄物対策

第3章 生活衛生

第4章 持続可能な土地利用

第5章 市街地整備

第6章 道路

第1節 国・県道

第2節 市道

第7章 住宅

第8章 市民と育む公園緑地

第9章 自然・歴史・産業が織りなす景観づくり

第10章 水道

第11章 下水道

第12章 河川・港湾・海岸

第13章 それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策

体系図

第1章 環境保全

- 1. 自然環境の保全
 - (1) 生物の生息状況の把握
 - (2) 動植物の重要な生息場所の保護・啓発
 - (3) 学校における環境保全活動等の推進
- 2. 公害の防止と生活環境の保全
 - (1) 大気・水質の監視
 - (2) 生活排水対策
 - (3) 騒音・振動・悪臭等の監視
- 3. 地球環境の保全
 - (1) 温室効果ガスの削減
- 4. 環境保全意識の高揚
 - (1) 市民と協働した環境保全活動

第2章 廃棄物対策

- 1. ごみの減量化・適正処理と4Rの推進
 - (1) 市民意識の高揚
 - (2) 廃棄物の分別・リサイクルの推進
 - (3) ごみ排出抑制の推進
 - (4) プラスチックごみ削減の推進
- 2. 環境に配慮した適正なごみ処理
 - (1) 安全で効率的な清掃施設の運営
 - (2) 清掃施設の整備・解体
 - (3) 清掃施設周辺の環境整備

第3章 生活衛生

- 1. 公衆衛生推進活動の充実
- 2. 畜犬登録と狂犬病予防の推進
- 3. 市営墓地の環境整備
- 4. 火葬場の維持管理
- 5. 災害時の防疫対策

第4章 持続可能な土地利用

- 1. 計画的な土地利用の推進
- 2. 都市地域の土地利用
 - (1) 市街化区域
 - (2) 市街化調整区域
 - (3) 都市計画区域外
 - (4) 都市計画道路の見直し
- 3. 農林業地域の土地利用
 - (1) 農地
 - (2) 農村集落
 - (3) 林業地域
- 4. 地籍の明確化
 - (1) 地籍調査の推進

第5章 市街地整備

- 1. 土地区画整理事業
 - (1) 岡富古川地区
- 2. 住環境整備の推進
 - (1) 市街地未整備地区
- 3. 市街地開発の指導・誘導
 - (1) 開発許可制度の運用
 - (2) 狭あい道路の整備
- 4. 多彩で良好な住環境の形成
 - (1) 安心安全な住まい・まちづくり
 - (2) 環境にやさしい住まいづくり
 - (3) 市街地整備と連携したまちづくり

第6章 道路
第1節 国・県道

- 1. 一般国道の整備促進と維持管理
 - (1) 一般国道の整備促進
 - (2) 一般国道の維持管理
- 2. 県道の整備促進と維持管理
 - (1) 主要地方道の整備促進及び重要物流道路の指定
 - (2) 一般県道の整備促進及び重要物流道路の指定
 - (3) 県道の維持管理
 - (4) 通学路の安全対策

第6章 道路
第2節 市道

- 1. 幹線市道の整備
 - (1) 新製品・新技術の開発、新分野への進出
 - (2) 国内外への販路拡大
- 2. 都市計画道路の見直し
- 3. 橋梁・トンネルの長寿命化
- 4. その他の市道の整備
- 5. 道路の交通安全対策
- 6. 道路の維持管理

第7章 住宅

- 1. 良質な住宅ストックの形成
 - (1) 安心して快適に住み続けられるための住情報の提供
 - (2) 安心できる中古住宅の流通促進
 - (3) 安心して住み続けられるためのリフォームの促進
- 2. 総合的な空き家対策の推進
 - (1) 良好な環境で暮らせるまちづくり
 - (2) 移住・子育てする人にやさしいまちづくり
- 3. 市営住宅の整備
 - (1) 建替えの推進
 - (2) 市営住宅の改善
- 4. 市営住宅の管理
 - (1) 維持管理の効率化

第8章 市民と育む公園緑地

- 1. 都市公園等の整備
 - (1) 憩いの場の創出
 - (2) 地域の特色を活かした公園整備
 - (3) 災害時対応や防災機能を持つ公園の整備
 - (4) 自然公園の保全と活用
- 2. 維持管理の充実
 - (1) 市民協働による公園管理
 - (2) 長寿命化計画による施設の維持保全・更新
 - (3) 公園の情報発信
- 3. 花と緑のまちづくり
 - (1) 市民協働による緑化推進
 - (2) 公共施設の緑化
 - (3) 植物園のあり方検討

第9章 自然・歴史・産業が織りなす景観づくり

- 1. 景観計画の推進
- 2. 公共空間の先導的整備
 - (1) 公共空間の先導的整備
 - (2) Park-PFI（公募設置管理制度）の導入
- 3. 景観形成の促進及び意識啓発
 - (1) 景観形成の誘導
 - (2) 市民意識の啓発

第10章 水道

- 1. **安全な水道「いつ飲んでも安全な信頼される水道」**
 - (1) 安心して飲める良質な水道及び、適正な水質管理体制
- 2. **強靱な水道「災害に強く、たくましい水道」**
 - (1) 危機管理に対応できる水道
 - (2) 適切な施設更新、耐震化
- 3. **水道事業の持続「いつまでも皆様の近くにあり続ける水道」**
 - (1) 長期的に安定した事業基盤
 - (2) 人口減少社会を踏まえた対応

第11章 下水道

- 1. **環境保全のための汚水処理**
 - (1) 公共下水道の整備
 - (2) 施設の更新と耐震対策・維持管理
 - (3) 水洗化の促進
- 2. **施設の統廃合による強化**
 - (1) 処理場等施設の統廃合
- 3. **浸水防除のための雨水処理**
 - (1) 雨水処理施設の整備
- 4. **経営の効率化**
 - (1) 安定した経営基盤の構築

第12章 河川・港湾・海岸

- 1. **河川及び砂防の整備とまちづくり**
 - (1) 河川改修及び地震津波対策の整備促進
 - (2) 小規模河川の整備及び浸水対策
 - (3) 河川環境整備・保全
 - (4) 河川愛護とまちづくり
 - (5) 流域治水への対応
 - (6) 砂防及び急傾斜施設の整備促進
- 2. **港湾の整備**
 - (1) 地方港湾の整備
- 3. **海岸の整備**
 - (1) 防災
 - (2) 海岸侵食の対応
 - (3) 海岸の保全

第13章 それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策

- 1. **持続可能な中山間地域づくり**
 - (1) 生活基盤の整備
 - (2) 離島振興及び離島航路の維持・確保
 - (3) 生活サービスの機能維持
 - (4) 地域コミュニティの維持
- 2. **豊富な地域資源の活用による地域振興**
 - (1) 産業の振興
 - (2) 交流人口の拡大と定住促進

第1章

環境保全

現状と課題

【1. 自然環境の保全】

- 自然環境の保全は、生物多様性に富んだ生態系を維持していくためにも重要であり、本市の環境施策上の大きな柱になっています。このため、自然環境モニタリング調査の結果を「延岡市公共工事環境配慮指針」に反映させ、公共工事等によって絶滅危惧種をはじめ希少な動植物の生息地を破壊しないよう努めています。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとして2017年に登録された地域は、複雑な地質構造、原始的な自然環境、二次的自然環境が調和しており、幅広い植生と希少な動植物が生息しています。この豊かな自然環境と生物多様性を守るため、希少な動植物の保護に対する理解を促進し、次世代の人材育成を図りながら、生息・生育地の保全と再生に取り組む必要があります。

【2. 公害の防止と生活環境の保全】

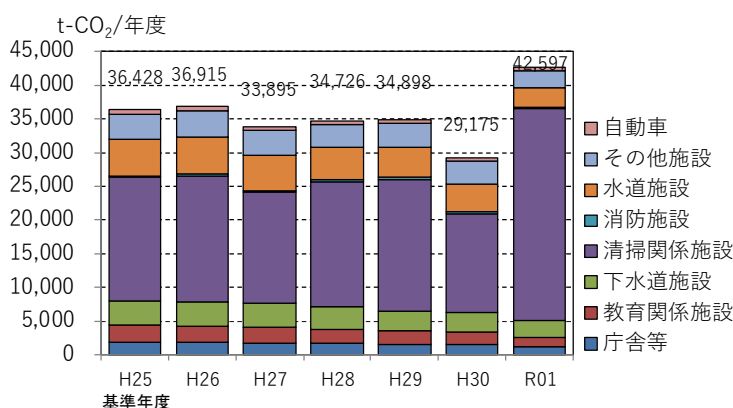
- 本市の大気については、おおむね良好な状態です。近年、国外からの要因と考えられる大気汚染問題が顕在化してきており、引き続き宮崎県と連携した監視が必要です。
- 水質についても、おおむね良好な状態です。下水道の整備や合併処理浄化槽への転換促進によって、生活排水による汚濁負荷の軽減を図っていますが、合併処理浄化槽の設置者及び使用者の適切な維持管理や法定検査の受検率向上が課題となっています。また、主要な工場や事業場排水を今後も継続して監視する必要があります。
- 騒音・振動・悪臭等については、工場や事業場と建設作業現場に起因する公害苦情に加え、規制法の対象外である家庭等から発生する生活騒音といった相談が増加し、解決が長引くケースも増えてきています。また、畜産施設からの悪臭も、測定等による監視に取り組んでいますが、問題が長期化しており、効果的な対策を図る必要があります。

【3. 地球環境の保全】

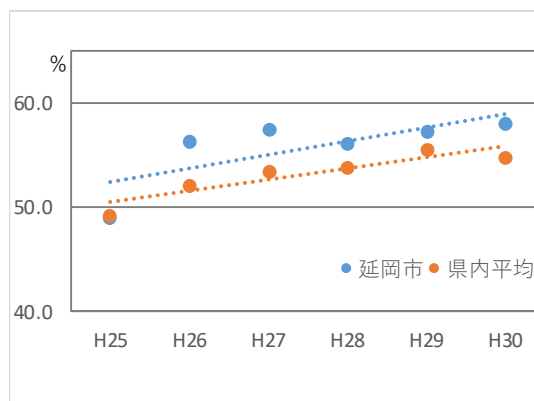
- 本市の事務事業における温室効果ガスは、「延岡市地球温暖化対策実行計画」に取り組むことで減少してきていますが、改正省エネルギー法により、全事業所においてエネルギーの更なる削減が求められています。そのうち、清掃事業における4Rの推進により、資源リサイクルが進み、廃プラスチック類の焼却量は減少してはいますが、さらなるゴミの分別化・減量化の推進等により、温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。

【4. 環境保全意識の高揚】

- 環境問題は、全ての人々が役割を分担しながら取り組むことが重要で、市民・事業者・行政が一体となった環境保全意識の高揚が求められています。
- 「水郷延岡」と呼ばれるように多くの河川が延岡湾に流れ込み、農業や漁業及び工業など広く市民生活を支えています。その良好な水質は、希少な動植物が生息・生育する豊かな環境を形成しているため、河川や海域の水質に対する市民の関心が高くなっています。
- 市の中心部を流れる五ヶ瀬川は、国土交通省による全国の一級河川の現況調査において7年連続で全国トップクラスの水質に輝いています。また、美しい白砂が広がる景色が自慢の北浦・下阿蘇ビーチは、環境省が定める快水浴場百選の「特選＝九州 No.1」に選定されています。

延岡市事務事業に伴い排出される温室効果ガス
年度排出量の推移

浄化槽法第11条検査受検率





施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 自然環境の保全

生物生息状況についての最新情報を収集し、絶滅危惧種をはじめ動植物の重要な生息地の保護に取り組みます。
 ユネスコエコパークを活用した自然と生物多様性の保全に取り組みます。
 小中学校において、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育に取り組みます。

(1) 生物の生息状況の把握

・行政は、市民・関係団体の協力を得ながら、絶滅危惧種をはじめ動植物の生息状況等を把握し、定期的な情報更新に努めます。(行政・市民・関係団体)

(2) 動植物の重要な生息場所の保護・啓発

・行政は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の一員として周辺自治体と連携し、継続的な調査を進め、貴重な生態系の持続的な保全、学術的研究や調査・研修の支援、自然と共生した持続可能な発展を目指します。また、普及啓発や地域を支える人材の育成を図るため、パンフレットの作成や次世代育成に繋がる取り組みを推進します。(行政)

・自然環境に配慮した公共工事等を実施するとともに、関係団体と連携しながら市民が自然と触れ合える場所の確保に努めます。(行政・関係団体)

(3) 学校における環境保全活動等の推進

・学校は、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点をもった教育課程を通して、持続可能な社会の創り手の育成に努めます。(学校)

・行政は、ESDの推進拠点となるユネスコスクール加盟登録及び活動の維持に係る支援を行います。(行政)

2. 公害の防止と生活環境の保全

水質・大気等が良好な状態を保ちます。
 下水道の整備や合併処理浄化槽の設置補助による生活排水対策を進め、家庭からの水質汚濁防止対策を推進します。
 騒音・振動・悪臭苦情等の少ない良好な生活環境を目指します。

(1) 大気・水質の監視

・大気・水質の監視を実施し、その保全に努めます。

(2) 生活排水対策

・行政は、該当地区の下水道整備や、単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、転換時における浄化槽設置費や宅内配管工事費・単独処理浄化槽撤去費の補助に取り組みます。(行政)

・市民・事業所は、生活排水による水質汚濁防止のため、下水道へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の設置及び施設の適切な維持管理を行います。(市民・関係団体)

(3) 騒音・振動・悪臭等の監視

・行政は、騒音・振動・悪臭等について、関係部署との協議を行いながら監視・指導を行います。(行政)

3. 地球環境の保全

市の事務事業における温室効果ガスの更なる削減に取り組みます。

(1) 温室効果ガスの削減

・行政は、公共施設での省エネや再生可能エネルギー等の調査研究に取り組むとともに、市民・事業者と連携し、ゴミの分別化・減量化の推進等により、温室効果ガスの排出削減に努めます。(行政・市民・関係団体)

・延岡市環境基本計画および延岡市地球温暖化対策実行計画において、国の2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの方針のもと、廃プラスチック対策を含め、各主体が取り組むべき事項を検討し、促進します。(行政・市民・関係団体)

4. 環境保全意識の高揚

市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を目指します。

(1) 市民と協働した環境保全活動

・行政は、関係団体及び市民と協力し、アースデイやクリーンアップ宮崎等の活動や研修会等を通じて環境保全意識の向上に努めます。(行政、市民、関係団体)

・市民・事業者は、水質改善の意識をさらに高め、家庭での教育をはじめ、小学生を対象とした環境学習など様々な機会を通して、全国トップクラスの水質を守っていきます。(市民・関係団体)

・行政は、北方町や北川町にユネスコエコパークの拠点を整備し、市内外に向けて情報発信を行い、観光誘客も推進しながら、環境のすばらしさに対する共感の輪を広げ、環境保全の啓発を行っていきます。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|---------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 浄化槽の設置補助数(累計) | 3,812件 (H26) | 3,932件 (R1) | 4,138件 |
| 生活排水処理率 | 84.2% (H25) | 90.6% (R1) | 92.7% |
| 温室効果ガス排出量(延岡市の事務事業) | 36,428 t-CO ₂ (H25) | 42,597 t-CO ₂ (R1) | 29,725 t-CO ₂ |

第2章

廃棄物対策

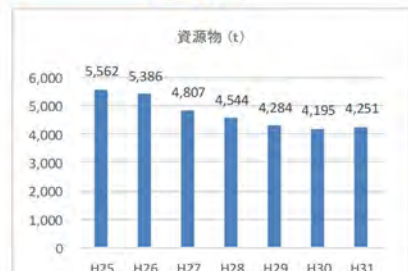
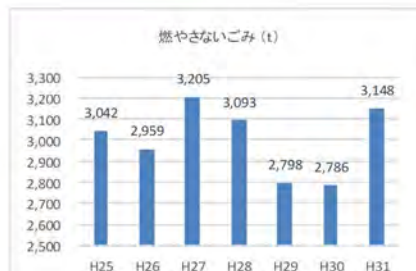
現状と課題

【1. ごみの減量化・適正処理と4Rの推進】

- 環境負荷の低減と循環型社会の形成を図るため、行政・事業者・市民の協働によるごみの減量化とリサイクルの推進を図っています。
- ごみの減量化とリサイクルの推進には、市民一人ひとりが日々の生活において、プラスチックごみなどのごみ問題による環境への負荷低減を常に意識することにより、*1 4Rの取組（下記イメージ図）を継続することが求められています。
- ごみの効率的・効果的な分別回収、啓発活動など様々な施策による効果の検証を行い、その充実を図るため、行政・事業者・市民の相互協力体制の確立を進めていく必要があります。
- 違反ごみや海洋プラスチック問題にもつながる不法投棄、災害発生時の廃棄物処理対策において、行政・市民・関係機関が連携して取り組む必要があります。大規模な災害が発生した場合は、「延岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、速やかで適切な災害対応が求められます。

【2. 環境に配慮した適正なごみ処理】

- 清掃施設では、安心・安全で効率的な運転管理に努めながら適正な廃棄物処理を行っています。
- 清掃施設からの排気や排水などは、法令で定める基準値よりもさらに厳しい施設基準値を設けるなど、環境に配慮した運転を行っています。
- 循環型社会を目指すため、清掃工場が発生する熱エネルギーの利用（発電等）や焼却灰のセメント原料化、ごみ処理過程で発生する金属の回収などに取り組んでいます。
- ごみを継続して適正に処理していくためには、清掃施設の計画的な点検・整備及び強靭化を含めた更新を行う必要があります。
- 清掃施設は周辺の地域住民の理解のもとに運営されているため、地域の環境整備を続けていくことが求められています。



*1 4R…Refuse (リフューズ：ごみになるものを断る)、Reduce(リデュース：ごみを減らす)、Reuse(リユース：再利用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の頭文字をとったもの

*2 拡大生産者責任…生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.ごみの減量化・適正処理と4Rの推進

行政・事業者・市民が一体となってごみの減量化・資源物のリサイクル、ごみ問題等に取り組み、更には地球環境に貢献し、次世代にも豊かな自然を継承できる循環型社会を目指します。

(1) 市民意識の高揚

- ・行政は、出前講座やイベント、ホームページなどの広報活動等を通じた啓発に努め、市民や事業者と一体となった4Rの取り組みを推進します。(行政・事業者・市民)
- ・行政は、地区住民と協力し、ごみステーションの適切な維持管理を通して、違反ごみ対策などに努めます。(行政・市民)
- ・行政は、不法投棄防止対策として関係機関との連携によるパトロールや看板設置などの取り組みを推進します。(行政・関係機関)
- ・行政は、ごみ出しルール等をこれまで以上に市民にわかりやすく伝え、市民の適切なごみ排出を促進します。(行政)

(2) 廃棄物の分別・リサイクルの推進

- ・行政は、排出者責任の観点から、市民・事業者によるごみ排出時の分別徹底を促すとともに、資源物の一層のリサイクルを推進し、引き続きごみの資源化に取り組みます。(行政・事業者・市民)

(3) ごみ排出抑制の推進

- ・行政は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成21年度より実施しているごみ処理有料化によるごみの排出抑制やリサイクルの推進を継続するとともに、減量化・資源化効果の検証を進め、制度の充実を図ります。(行政)
- ・市民は「延岡市ごみ減量十か条」に沿ったライフスタイルを意識し、ごみ排出抑制に努めます。(市民)
- ・事業者はごみの適正処理やリサイクル制度等の活用によりごみ排出抑制に努めます。(事業者)
- ・行政は、食品ロスの削減及び食品廃棄物の発生抑制・減量化及び再生利用の促進を図ります。(行政、事業者、市民)

(4) プラスチックごみ削減の推進

- ・プラスチックごみについては、国の方向性も踏まえながら、4Rの取り組みや分別徹底などによる排出抑制を進め、プラスチックごみ削減の一層の推進を図ります。(行政)

2.環境に配慮した適正なごみ処理

清掃施設の安心・安全で効率的な運用と維持管理につとめ、環境負荷の低減と循環型社会の形成を図ります。

(1) 安全で効率的な清掃施設の運営

- ・行政は、公共施設での省エネや再生可能エネルギー等の調査研究に取り組むとともに、市民・事業者と連携し、ごみの分別化・減量化の推進等により、温室効果ガスの排出削減に努めます。(行政・市民・関係団体)
- ・事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。また、市の一般廃棄物処理基本計画に従い、市が行う廃棄物処理に協力します。(事業者)

(2) 清掃施設の整備・解体

- ・ごみ処理能力の維持向上を図るため、施設や設備の適切な点検・整備及び強化を含めた更新を行います。閉鎖後老朽化した清掃施設の解体について検討します。(行政)

(3) 清掃施設周辺の環境整備

- ・清掃施設とその周辺地域との良好な相互協力関係を保つため、周辺地域の環境整備を継続して実施します。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-----------------------|---------------------|--------------------|------------|
| 立番指導及び早朝パトロールの実施 | 10回/年 (H25) | 33回/年 (R1) | 33回/年 |
| 出前講座(分別説明会含む) | 12回/年 (H25) | 13回/年 (R1) | 26回/年 |
| ごみ搬入量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ) | 44,660 t/年 (H25) | 42,789 t/年 (R1) | 37,043 t/年 |

現状と課題

【1. 公衆衛生推進活動の充実】

□経営困難な公衆浴場に対し補助金を交付することで経営の安定化を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与しています。また、食品衛生については、延岡地区食品衛生協会等が食品事業者への巡回指導や食中毒等予防の啓発活動を行っております。

【2. 畜犬登録と狂犬病予防の推進】

□畜犬登録及び狂犬病予防接種は法律で義務付けられていますが、昭和32年以来日本での発生が無いため、その予防に対する意識が薄れています。このため、畜犬登録台帳の整備による頭数把握を行い狂犬病予防注射の接種率の向上に取り組んでいます。

【3. 市営墓地の環境整備】

□市営墓地については、造成後60年が経過しているため、墓参者や周辺環境に配慮した安全対策や維持管理に努めていますが、少子高齢化、核家族化の影響による無縁化した墳墓への対応や老朽化した無縁納骨堂の改修及び市民のニーズに応じた納骨堂や合葬墓の必要性について検討する時期となっております。

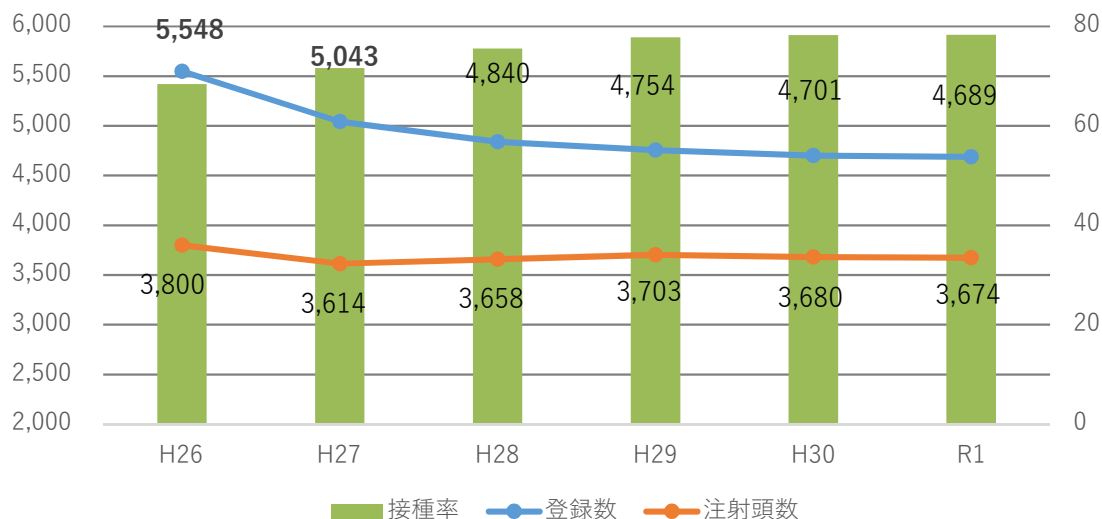
【4. 火葬場の維持管理】

□延岡市斎場「いのちの杜」は、業務委託を行いつつ、円滑な火葬業務を実施するとともに充実した市民サービスの提供を行っております。火葬炉の維持管理については、その性能を維持するために、年次的な補修に取り組んでおります。

【5. 災害時の防疫対策】

□大規模災害時には衛生環境が悪化し、害虫等を媒介とする多様な感染症の発生や蔓延が心配されます。このため災害時の初期対応を図るため各種消毒薬や噴霧機材を準備し、速やかな消毒体制の整備に取り組んでいます。また、大規模災害に対応するためには、関係団体等の協力を得るなど実践的な体制を整備する必要があります。

犬の登録数・注射頭数・接種率



| 施策の展開 | 取組項目 (役割分担) |
|-------|-------------|
|-------|-------------|

1. 公衆衛生推進活動の充実
市民の公衆衛生の向上に寄与し、食品衛生に対する市民への啓発活動を行います。

- (1) 公衆衛生推進活動の充実**
- ・ 行政は、公衆衛生と市民の福祉の向上及び公衆浴場の利用機会を確保し、公衆浴場の経営安定化を図るため補助金を交付します。(行政・関係団体)
 - ・ 行政は、延岡地区食品衛生協会が実施している食中毒の予防及び手洗い運動等への協力をを行いながら、市民の食品衛生に対する意識の向上・普及啓発活動を行います。(行政・関係団体)

2. 畜犬登録と狂犬病予防の推進
全ての飼い犬が適正に管理され、狂犬病の不安のないまちを目指します。

- (1) 畜犬登録と狂犬病予防の推進**
- ・ 行政は、関係団体と協力しながら、犬の登録や狂犬病予防接種について広報するとともに適正な飼い方等の啓発活動を推進します。(行政・関係団体)

3. 市営墓地の環境整備
安全で安心な墓参ができるよう墓地環境の整備を行い、必要な施設の整備に取り組みます。

- (1) 市営墓地の環境整備**
- ・ 市民の利便性を考慮しながら、墓地の清掃や危険個所の補修、駐車場の整備等を行い、安全、清潔な心落ち着く墓地環境を整備するとともに、無縁化した墳墓への対応や無縁納骨堂の改修及び市民のニーズに応じた納骨堂や合葬墓の必要性について検討します。(行政)

4. 火葬場の維持管理
施設の計画的な維持管理を行い、円滑な火葬業務を実施し、充実した市民サービスの提供を行います。

- (1) 火葬場の維持管理**
- ・ 円滑な火葬業務を実施し、充実した市民サービスの提供を行うため、施設の計画的な修繕や維持管理に努めます。(行政)

5. 災害時の防疫対策
大規模災害時には、行政と関係団体等が一体となった速やかな消毒作業が行えるよう体制を整備します。

- (1) 災害時の防疫対策**
- ・ 災害時用の消毒薬と噴霧機材を準備し、関係団体等と連携した消毒体制の整備を図ります。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|------------|----------------|---------------|-------|
| 狂犬病予防注射接種率 | 68.5% (H26) | 78.3% (R1) | 80.0% |

第4章

持続可能な土地利用

現状と課題

【1. 計画的な土地利用の推進】

- 本市は、計画的な土地利用や効率的な都市整備を行うために、市街地整備を進める「市街化区域」と、原則として開発を抑制する「市街化調整区域」、この2つの地域以外の「都市計画区域外の地域」に分けた区域区分（線引）制度を導入しています。
- 本市のみならず、わが国全体が長期的な人口減少傾向にある中で、日常生活に必要な都市機能の維持や財政面及び経済面における持続可能な都市経営のため、市街地の拡大を抑制する方向でのまちづくりが求められています。

【2. 都市地域の土地利用】

- 住宅地については、計画的な基盤整備が行われずに宅地化された地区において、生活道路が不整形であり幅員も狭いなど、住環境や防災面における問題を抱えています。
- 商業地については、郊外型店舗や*ロードサイド店舗の出店に伴い、全国的にも、また本市においても中心市街地の空洞化が進んでいます。
- 工業地については、本市は山と海に囲まれた平地に乏しい地形であるため、新たな工業用地等の確保が市街化区域内では厳しい状況にあります。

【3. 農林業地域の土地利用】

- 農業振興地域は、総合的に農業の振興を図る地域です。本市の農業振興地域は25,578haであり、このうち3,353haが農用地区域として設定されています。今後も農振法及び農地法の適正な運用を図りながら、有効な土地利用を図る必要があります。
- 本市の森林面積は、73,409haであり、そのうち64,039haが民有林となっています。森林地域は、水源かん養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、生物多様性機能、木材等生産機能など9つの機能に分類し管理を行うことにしていますが、森林所有者の経営管理意欲の減退や林業担い手の不足から森林のもつ多面的機能の低下が懸念されています。

【4. 地籍の明確化】

- 本市は、土地利用の高度化や土地取引の円滑化を図る目的から、地籍調査を昭和54年度から実施しております。しかしながら、令和元年度末時点での進捗率は、面積ベースで約52.7%（全国平均：51.6%、宮崎県平均70.0%）となっており、調査完了までには相当の年数を要することが想定されます。
- また、市街地を抱える旧延岡管内の進捗率に至っては、24.3%と極端に低い状況にあります。残調査筆数についても、現在の調査済筆数（約100,000筆）の2倍にあたる約200,000筆が想定されるため、有効的な調査区域の選定を図っていく必要があります。

区域内人口内訳（国勢調査より）

| 基準日 | 行政区域 | 都市計画区域 | 市街化区域 | 市街化調整区域 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| S55.10.1 | 136,598 | 130,777 | 111,399 | 19,378 |
| S60.10.1 | 136,381 | 130,765 | 115,860 | 14,905 |
| H7.10.1 | 126,629 | 121,736 | 108,331 | 13,405 |
| H12.10.1 | 124,761 | 120,183 | 107,282 | 12,901 |
| H17.10.1 | 135,182 | 117,261 | 105,015 | 12,246 |
| H22.10.1 | 131,182 | 114,935 | 103,559 | 11,376 |
| H27.10.1 | 125,159 | 110,685 | 100,200 | 10,485 |

*ロードサイド店舗…幹線道路など通行量の多い道路の沿線において、自家用車・オートバイ・自転車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 計画的な土地利用の推進

人口減少・超高齢化社会の到来における新しい時代に対応した人や環境にやさしい都市の実現のため、様々な都市機能や居住機能が集約された都市づくりを目指すとともに、社会基盤の効率的な維持管理が可能となる土地利用を進めていきます。

(1) 計画的な土地利用の推進

- ・国土利用計画をはじめ、都市計画等各種の土地利用計画に基づき、土地利用の調整及び計画的な利用を実施します。医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能が各地域の拠点的エリアにできるだけ集約されるなど、市街地の拡大を抑制しながら、居住者が身近に生活サービスを利用できるまちをつくるための計画等を検討します。(行政)

2. 都市地域の土地利用

市街化区域については、基盤整備がなされないまま宅地化された地区における住環境の改善や、公共施設や商業施設など都市機能の集積・誘導を図ります。また、市街化調整区域については、*地区計画による工業用地等の計画的な整備を検討するなど、無秩序な開発を抑制し、適切な土地利用を進めていきます。

(1) 市街化区域

- ・行政は、岡富・古川地区における土地区画整理事業の推進や、主要な生活道路の整備を行うなど既成市街地の住環境の改善に努めます。(行政)
- ・行政は、市街地の拡散を抑制し、人口減少・超高齢化社会に対応したまちづくりに努めます。(行政)
- ・市民は、既成市街地内用地の有効活用を図っていくことが期待されます。(市民)
- ・事業者は、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能立地に当たっては、人口減少を見据えた配置を考慮します。(事業者)

(2) 市街化調整区域

- ・クレアパーク延岡等における新たな産業団地の用地について*地区計画制度を活用し整備を推進します。(行政)

(3) 都市計画区域外

- ・既存の集落を維持するとともに、北方、北浦、北川町の中心部において、地域の中心的な拠点としての機能強化に努めます。(行政)

(4) 都市計画道路の見直し

- ・一定の建築制限が課せられている、都市計画道路の計画区域内の土地を市民が有効に利用できるよう、長期未着手の都市計画道路の見直しを図ります。(行政)

3. 農林業地域の土地利用

農振法、農地法などの適正な運用により、優良農地の確保と無秩序な開発を抑制するとともに、農地の積極的な保全と有効利用に努めます。また、国土の保全、水源かん養などの公益的機能と木材生産機能の調和を図りながら、林道等の整備を進め森林の適正な管理に努めます。

(1) 農地

- ・優良農地については農用地区域として積極的に確保しながら、恵まれた自然環境と調和した土地利用を推進します。また、空き家に附属した農地について、取得面積を大幅に緩和した施策を推進するなど、遊休農地の抑制や耕作放棄地の解消に努めます。さらに、農地の集積など農地流動化を促進し、農用地の保全を図ります。(行政)

(2) 農村集落

- ・生活道路や排水施設、ため池等の計画的な点検・整備を行い、農村集落における安心・安全な居住環境の確保と生産環境の改善を図ります。(行政)

(3) 林業地域

- ・水源かん養機能、生物多様性機能、木材等生産機能などの機能区分に沿った森林管理に努めるとともに、林道等の基盤整備や間伐等による山林の適正管理により、持続可能な森林づくりに努めます。(行政)

4. 地籍の明確化

高齢化に伴い境界確認の困難化が進む山間部や、近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震による浸水想定区域に指定される沿岸部においては、災害からの早期復旧等の観点から、優先的な調査実施に努め、地籍の明確化を進めていきます。また、民間開発行為の測量データを活用した調査手法にも取り組んでいきます。

(1) 地籍調査の推進

- ・既存の調査手法に加え、新たに山間部においては航空写真測量やレーザー測量のデータ、都市部においては、民間測量データの活用など、新しい測量技術を活用した効率的な地籍調査手法や地籍調査以外の測量成果をさらに活用できる仕組みを構築し、地籍調査の効率的な実施に努め、進捗率の推進に取り組んでいきます。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-------------------------------------|--------------|-------------|--------|
| 地籍調査における要調査面積における進捗率※調査済面積には調査中を含む。 | 48.70% (H25) | 52.71% (R1) | 56.04% |
| 空き家に附属した農地の指定 (筆数) | — | 5筆 (R2) | 33筆 |

*地区計画・・・一定のエリアにおいて、建築物の建築形態、公共施設その他、各街区を整備・開発及び保全するための、地区レベルの都市計画。特色としては、市街化調整区域でも定めることができる。

第5章

市街地整備

現状と課題

【1. 土地区画整理事業】

- 本市の土地区画整理事業は、市街化区域 2,510ha の中で、27 地区約 664ha の区域で行われています。
- 土地区画整理事業は、優良な宅地の利用増進を図るとともに、道路・公園・排水施設の新設・改善を同時に行う総合的なまちづくり事業であり、災害に強い安全で快適な住環境が創出されます。
- 一方、土地区画整理事業は、*減歩や権利の調整、事業の長期化などの問題があることから、住民の理解が得られにくい事業であり、地区住民の合意形成が大きな課題となっています。

【2. 住環境整備の推進】

- 地価の下落、限られた社会資本投資、少子高齢化等、近年の社会経済情勢の変化により、従来の土地区画整理事業による市街地整備は非常に困難な状況になっています。市街地整備が遅れている地区では様々な課題を抱えているため、地区の実情にあった効率的な整備手法を検討することが求められています。

【3. 市街地開発の指導・誘導】

- 本市の都市計画区域の面積は 10,376ha で、行政区域の面積 86,803ha の約 12% を占めます。そのうち、市街化区域の面積は 2,510ha で、都市計画区域面積の 24% にあたります。
- 昭和初期から市街地の中心部において、土地区画整理事業や震災復興事業・市街地再開発事業等が行われています。それらの事業の区域面積は約 825.2ha で市街化区域面積の約 33% を占めます。
- 良好な住環境の形成と保全等を目的とした地区計画を 5 地区・約 28ha、隣接する住環境に配慮し、商業施設の整備を目的とした再開発地区計画を 1 地区・約 5ha を指定しています。
- 昭和 46 年以降、民間による約 1,118ha の開発行為が行われました。ここ数年の開発許可については、年間約 4 件、5.5ha 程度の開発が行われています。
- 平成 12 年度の狭あい道路拡幅整備事業導入以降、令和元年度までに約 675 件、約 1.4km の道路拡幅整備を行いました。また市内には幅員 4m 未満の道路が数多く存在しています。

【4. 多彩で良好な住環境の形成】

- 宮崎県の発表した南海トラフ巨大地震における最悪の被害想定では死者が約 8,400 名、約 18,000 棟の建築物が全壊・焼失すると予測されています。木造住宅等の耐震化や素早い避難行動などの減災対策をとることが課題となっています。（令和 2 年 3 月延岡市地域防災計画）
- 自然環境の保全や地球環境にやさしい住まいづくり・まちづくりにより豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくこと、また、誰でも移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインを取り入れた視点でのまちづくりが求められています。
- 近年、既存の建築物や建築設備について火災等の事故が相次いで起きています。既存建築物を適切に維持保全し、安全性を推進することが求められています。

| 市街地整備の状況 | | |
|---------------|----------|--|
| 区分 | 面積 | 備考 |
| 土地区画整理事業 | 663.6ha | 戦前の土地区画整理事業 277.9ha 戦後の土地区画整理事業 385.7ha |
| その他の主な市街地開発事業 | 161.5ha | 西階地区総合開発事業 49.5ha 一ヶ岡新住宅市街地開発事業 93.8ha 延岡鉄工団地集団化事業 18.2ha |
| 公園・緑地・緑道・墓地 | 161.69ha | 街区公園 77ヶ所 15.52ha 近隣公園 5ヶ所 10.48ha 地区公園 1ヶ所 4.8ha 運動公園 1ヶ所 46.8ha 特殊公園 5ヶ所 47.9ha 緑地 20ヶ所 36.19ha |
| 開発許可による開発 | 1,118ha | 昭和46年以降（市街化調整区域を含む） |

*減歩…事業において、宅地の面積が減ること。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 土地区画整理事業

道路・公園・排水施設等の公共施設整備を推進し、安全・安心な住環境整備を進め、土地利用の適正化を図るとともに、災害に強い市街地を形成します。

(1) 岡富古川地区

・居住機能及び医療・商業等の日常生活に必要な都市機能の集約を図る地域生活の拠点として、市施行による面積 31.1ha の面的整備や幹線道路の整備を行い、令和 5 年度中の完成を目指します。(行政)

2. 住環境整備の推進

画一的な従来型の整備ではなく、現在のまちの良さを生かしながら個性のあるまちづくりを推進します。

(1) 市街地未整備地区

・行政は、地区計画制度など各地区の実情に合った効率的な住環境の整備手法と住民参加による協働のまちづくりを検討します。(行政)
 ・市民は、市街地整備が必要な地区においては、地区の実情を把握し、住民説明会等へ積極的に参加します。(市民)

3. 市街地開発の指導・誘導

周辺住民の安心・安全のために開発許可制度の周知や民間開発による良好な市街地整備の指導・誘導に努めます。また、狭あい道路の解消を進め、住環境の向上を目指します。

(1) 開発許可制度の運用

・開発行為における宅地の安全性・機能性の確保とともに都市景観にも配慮した「まちづくり」が図られるよう開発事業者を誘導し、各種の造成行為における指導監督に努めます。(行政)

(2) 狭あい道路の整備

・安全な住宅市街地の形成と建築活動の円滑化を図るため、「狭あい道路拡幅整備事業」を推進するとともに、「安心・安全プラスワン事業」により、引き続き緊急車両の通行確保等のための部分的道路改良や離合箇所確保等に取り組みます。(行政)

4. 多彩で良好な住環境の形成

被害低減に効果的な建築物の耐震化を促進し、避難訓練等による減災対策に取り組みます。また、都市景観等やアメニティに配慮しユニバーサルデザインの視点に立った市街地整備と連携したまちづくりの形成を目指します。さらに、既存建築物や建築設備の維持保全を推進し、災害に強く、安心安全なまちづくりを目指します。

(1) 安心安全な住まい・まちづくり

・安全安心感を高める基盤整備を促進し、災害発生時の被害低減に効果的な災害対策を進めます。また、ユニバーサルデザインの視点に立ち、移動や利用を助ける多言語化を含めた「わかりやすい」案内や、誘導に配慮したまちづくりに取り組みます。(行政)

(2) 環境にやさしい住まいづくり

・行政は、省エネ・省資源で環境に配慮した長期優良住宅※等の普及促進を図り、住まいづくりにおける環境に配慮した工法や建材選びなどの情報提供を行います。(行政)
 ・市民は、安心安全で環境にやさしく、長期にわたり大切に使われる住まいづくりに取り組みます。(市民)

(3) 市街地整備と連携したまちづくり

・行政は、災害に強いまちづくりのために木造住宅等の耐震化の向上に努めるとともに、既存建築物及び建築設備について維持保全を推進し、安全性を確保します。(行政)
 ・事業者は、災害に強く都市環境にも配慮した良好な住環境づくりに取り組みます。(事業者)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|----------------|--------------|-------------|------|
| 岡富古川地区の移転戸数の割合 | 51% (H26) | 80% (R1) | 100% |
| 岡富古川地区の整備面積の割合 | 29% (H26) | 51% (R1) | 100% |
| 特定建築物の耐震化率 | 82.77% (H26) | 89.06% (R1) | 95% |
| 認定長期優良住宅等の割合 | 14.4% (H26) | 22.3% (R1) | 25% |

第6章

道路

第1節 国・県道

現状と課題

【1. 一般国道の整備】

- 一般国道については、延長約 117.5Km のうち 97.2%が改良されています。
- 国道 10 号は、4 車線化されていない塩浜町～門川町加草間（約 5.3km）については、朝夕の交通混雑が常態化しており、混雑解消の対策に取り組むよう国に働きかけていく必要があります。
- 国道 10 号延岡南道路は、* 中型車以上が利用しやすくし、地域の生活道路に入り込みにくくすることで、地域の安全性を向上させることを目的として、令和 2 年 3 月 30 日より料金を変更するとともに、新たな料金所が延岡南 IC に設置されました。その効果を検証するため、交通量調査等を実施し、その中で国道 10 号の状況も検証しながら、必要な働きかけの検討を行っていきます。
- 国道 218 号は、北方町に架かる干支大橋、天馬大橋、ひつじ橋、槇峰大橋の補強・補修工事により橋梁の耐震化が行われております。延岡市貝の畑工区、北方町川水流工区の歩道整備が行われておりますが、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。

【2. 県道の整備】

- 主要地方道と一般県道は、延長約 167.6km のうち 47.6%が改良されています。
- 県道は、通学路になっている所もあり毎年、関係機関共同による通学路点検を行うなど安全対策が望まれています。
- 主要地方道は、稲葉崎平原線構口工区の 4 車線化に併せた無電柱化、北方北郷線川水流橋工区、北方土々呂線石田工区、北川北浦線三川内工区の未改良部分の整備が行われておりますが、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。
- 一般県道岩戸延岡線北川工区（上祝子～浜砂ダム間）は、落石防止網等の整備、黒岩工区は、道路改良が行われており、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。
- 山間部の利便性の向上と観光振興に資するため、榎原細見線細見工区、板上曾木線三槇工区、上祝子網の瀬線下鹿川工区の未改良区間の整備が行われており、今後の整備促進には既存の地元整備期成同盟会との連携が大変重要です。

| 国・県道の現況(平成31年4月1日現在) | | | | | |
|----------------------|-----|---------|--------|---------|-------|
| 道路区分 | 路線数 | 延長(m) | 道路比率 | 改良延長(m) | 改良率 |
| 国道 | 4 | 117,587 | 41.2% | 114,259 | 97.2% |
| 県道 | 22 | 167,648 | 58.8% | 79,776 | 47.6% |
| 計 | 26 | 285,235 | 100.0% | 194,035 | 68.0% |

資料: 道路施設現況調査(宮崎県県土整備部道路保全課)
注) 高規格道路を除く。改良率は幅員5.5m未満を含む

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 一般国道の整備促進と維持管理

一般国道については、交通の円滑化や災害時の緊急交通路としての利用が図られるように渋滞対策や歩道等の交通安全施設や大規模橋梁の耐震化の整備促進及び道路の適切な維持管理に取り組めます。

(1) 一般国道の整備促進

- ・関係団体と連携しながら、渋滞対策や交差点改良・歩道設置などの安全対策の早期整備及び大規模橋梁の耐震化の整備促進について要望します。(行政)
- ・関係団体と連携しながら、延岡南道路利用料金引き下げによる周辺道路への効果の検証と交通混雑の解消について要望します。(行政)

(2) 一般国道の維持管理

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、一般国道の適切な維持管理について要望します。(行政・関係団体・市民)
- ・市民は、国が実施するボランティアサポートプログラムに積極的に参加し、引き続き道路の美化清掃等に取り組めます。(市民)

2. 県道の整備促進と維持管理

県道については、利便性と安全性が向上するように未改良区間の早期整備の促進及び道路の適切な維持管理に取り組めます。

(1) 主要地方道の整備促進及び重要物流道路の指定

- ・関係団体と連携しながら、県道稲葉崎平原線構口工区の4車線化と無電柱化などの未改良部分の整備促進について要望します。(行政)
- ・県道稲葉崎平原線、県道北方土々呂線の重要物流道路の指定及び整備について要望します。(行政)

(2) 一般県道の整備促進及び重要物流道路の指定

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、未改良部分の整備促進、安全性と利便性の向上について要望します。(行政・関係団体・市民)
- ・行政は、重要物流道路として県道岩戸延岡線の指定と県道土々呂日向線の指定及び整備について要望します。(行政)

(3) 県道の維持管理

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、県道の適切な維持管理について要望します。(行政・関係団体・市民)
- ・市民は、県が実施するクリーンロード宮崎推進事業などに積極的に参加し、引き続き清掃などの協働活動に取り組めます。(市民)

(4) 通学路の安全対策

- ・行政は、関係団体、市民と連携し、共同による通学路の点検を通学路安全プログラムにより今後も継続的に行いながら、通学路の安全対策について要望します。(行政・関係団体・市民)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|--------|-------------|-------------|-------|
| 国道の改良率 | 97.1% (H26) | 97.2% (H31) | 97.3% |
| 県道の改良率 | 45.2% (H26) | 47.6% (H31) | 50.0% |



第6章

道路

第2節 市道

現状と課題

【1. 幹線市道の整備】

- 都市計画道路においては、主要幹線道路として位置付けられた西環状線に接続する岡富松山通線の整備を土地区画整理事業に併せて進めています。
- 一、二級市道においては、令和元年度に舗装の状態調査を行い、調査路線の約93%（約L=112km）で修繕が必要と判断されました。これらの箇所全てを整備するには、膨大な費用と期間が掛かるといった課題があります。

【2. 都市計画道路の見直し】

- 計画決定後長期未着手となっている都市計画道路においては、人口減少と少子高齢化の進行、市街地拡大の収束など社会経済情勢の変化により、計画決定された時点の必要性や位置づけに変化が生じています。

【3. 橋梁・トンネルの長寿命化】

- 市道にある685の橋梁と10のトンネルは、高度経済成長期に建設された施設が多く、建設後50年を経過するものが今後20年で70%を超えるなど、施設の老朽化に伴う補修や架け替え費用が急速に増加するという現状があります。

【4. その他市道の整備】

- 幅員狭小道路は、緊急車両の乗り入れや車の離合等に不便なことから、早期の整備が求められています。
- 市道延長1,449kmのうち未改良延長は447kmあり、そのうち440kmは、車道幅員が3.5m未満の道路で、改良箇所が膨大であるという現状があります。
- 歩道のバリアフリー化など障がい者等に優しい道路の整備が求められています。

【5. 道路の交通安全対策】

- 市内の道路には歩道未設置箇所や見通しの悪い交差点など、様々な問題を抱えた路線が数多く存在します。
- 安全・安心な道路環境を確保するために、通学路の整備をはじめ早急な交通安全対策の取組を行っております。

【6. 道路の維持管理】

- 道路の維持管理は、道路損壊等の早期発見と迅速な修繕を行うことが求められ、行政・関連団体・市民が連携する必要があります。
- 道路の附属物（街路灯、標識、路側構造物等）が、老朽化しているものが数多く存在します。
- 市道の延長は1,499kmと長大で、全路線の草刈等の頻度を上げることは容易ではありませんが、特に「まちな顔」となるエリアなど十分な草刈が実施できていない現状があります。
- 道路愛護の啓発を図ることにより、「みんなの道路」としての位置づけを定着させることが重要となるといった課題があります。

市道の現況(令和2年4月1日現在)

| 道路延長 (Km) | 改良 | | 舗装 | | 橋梁 (本) | トンネル (本) | 路線数 | | |
|--------------|----------|-------|----------|-------|-----------|-------------|------|-------|----|
| | 改良延長(Km) | *改良率 | 舗装延長(Km) | 舗装率 | | | | | |
| 1,449.0 | 1,001.9 | 69.1% | 1,273.1 | 87.9% | 685 | 10 | 1級市道 | 69 | 路線 |
| | | | | | | | 2級市道 | 70 | 路線 |
| | | | | | | | その他 | 3,723 | 路線 |
| | | | | | | | 計 | 3,862 | 路線 |

*改良率…改良延長を道路延長で割ったもので道路幅員4.0m以上を改良済みとする。

| 施策の展開 | 取組項目 (役割分担) |
|-------|-------------|
|-------|-------------|

1. 幹線市道の整備

都市計画道路の整備を行うとともに、地域の状況に応じた整備、舗装の長寿命化や安全性、利便性の向上に取り組めます。

- (1) 都市計画道路の整備**
- ・岡富古川土地区画整理事業地区内における岡富松山通線の整備を推進します。その他の未整備の都市計画道路については、必要性を検証した上で、整備優先度を勘案し、計画的な事業の実施を検討します。(行政)
- (2) 一、二級市道の整備**
- ・ICT等の先端技術の活用検討を行いながら、山口松瀬線、三須小野線、東出北通線等の拡幅及び歩道新設や既存歩道のバリアフリー化を実施します。(行政)
 - ・「道路長寿命化修繕計画」により計画的な舗装の修繕や更新の実施を図ります。また、維持管理費のコスト縮減と平準化に努めます。(行政)
 - ・市道旭古城線、市道中川原愛宕線、市道富美山通線の重要物流道路の指定について要望するとともに、適切に維持管理を図ります。(行政)

2. 都市計画道路の見直し

様々な土地利用がなされている区域を通過しており、区間毎における整備の必要性について再検証するなど、適切な見直しを図ります。

- (1) 都市計画道路の見直し**
- ・長期未着手の都市計画道路については、その必要性を適時検証し、地域の実情を踏まえた上で、「延岡市都市計画道路見直しの基本的な考え方」に則り、都市計画道路の見直しを図ります。(行政)

3. 橋梁・トンネルの長寿命化

計画的な修繕や更新を実施することで橋梁・トンネルの長寿命化に取り組めます。

- (1) 橋梁・トンネルの長寿命化**
- ・「定期点検要領」に基づき5年に1度の定期点検を行い、長寿命化修繕計画により計画的な修繕や更新の実施を推進します。また、早期に補修を行うことで長寿命化を図るとともに、維持管理費のコスト縮減と平準化を図ります。(行政)

4. その他の市道の整備

地域性や利用状況にあった整備をすることで、利便性・安全性の向上に取り組めます。

- (1) その他の市道の整備**
- ・地域の状況に応じた生活道路の整備を実施します。(行政)
 - ・特に緊急車両の通行に支障をきたしている路線等の部分的改良や離合箇所の設置を、安心安全プラスワン改良事業により順次取り組めます。(行政)

5. 道路の交通安全対策

各路線で抱える問題、地域性、利用状況を的確に把握し、車両や歩行者等の安全の確保に取り組めます。

- (1) 道路の交通安全対策**
- ・道路の安全を確保するための安全点検を推進し、その結果、カーブミラー、ガードレール、ガードパイプなどの安全施設及び区画線の設置や更新を実施します。(行政)
 - ・通学路安全プログラムにより国・県・学校等と共同で通学路の点検を今後も継続的に行いながら、行政、関係団体、市民は、通学路の危険箇所情報を共有、把握し、交通事故数の減少を目指します。(行政・関係団体・市民)

6. 道路の維持管理

道路や道路附属物を適切に維持管理することで良好で安全な状態を目指します。

- (1) 道路の維持管理**
- ・行政、関係団体、市民は、協働による道路パトロールの充実を図り、道路及び附属物損傷等の早期発見に努め、草刈など適切な維持管理を推進します。また、積極的に道路愛護の啓発を行います。(行政・関係団体・市民)
 - ・市民は、ふれあいロード事業や市道草刈り奨励事業、協働・共汗道づくり事業、クリーンアップ宮崎などに積極的に参加します。(市民)
 - ・行政は、「まちの顔」となるエリアなどについては、イベント時期を考慮するなど草刈頻度を上げる等の取り組みを実施します。(行政)
 - ・市民は、道路の異常等を発見した際は速やかに関係機関に連絡することで未然に事故防止を図ります。(市民)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 市道の改良率 | 68.3% (H27.4.1) | 69.1% (R2.4.1) | 70.9% |
| 協働・共汗道づくり事業実施延長 (H21 創設) | 6,572m (H27 上半期) | 10,277m (~R1 累計) | 14,300m (~R7 累計) |
| 修繕が必要な橋梁の着手率 (*区分 I を除く) | - | 7.1% (R2.3.31) | 19.8% |

* 区分 I …橋梁が健全な状態

第7章

住宅

現状と課題

【1. 良質な民間住宅ストックの形成】

- 高齢化の急速な進行に対し、高齢者の多くが居住する持家のバリアフリー化など超少子高齢・人口減少化社会に向けた住まいの安定への対応が求められています。
- 災害時において少しでも被害を低減するために、住宅の耐震化や地域による避難訓練の実施、災害発生時に備えた住宅関連事業者との協力的体制づくりなど、総合的な防災・安全対策が課題となっています。

【2. 総合的な空き家対策の推進】

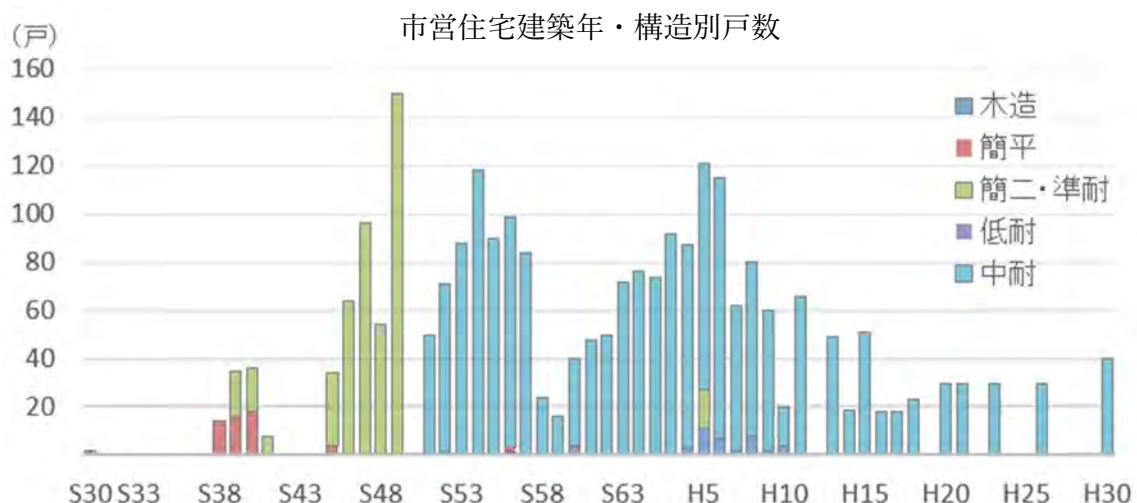
- 適正な管理が行われていない空き家等が年々増加し、地域住民へ深刻な悪影響を及ぼしており、早急な対応が課題となっています。
- 令和2年度から、空き家バンクに登録された農地付き空き家については、大幅に農地取得要件を緩和し、県内で最も購入しやすくしています。

【3. 市営住宅の整備】

- 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るために整備されています。現在の高齢化社会においては、高齢者や障がい者など住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットとしての役割を果たしています。
- 少子高齢化の進展など社会情勢の変化により、多様化するニーズに応えた住宅を供給することが課題となっています。
- 既存の市営住宅のうち高度経済成長期に数多く建設した建物が、すでに更新期を迎えています。持続可能な長期総合計画に基づく、住宅の建替・耐震化・改修に伴う国庫補助金などの安定的な財源確保が課題となります。
- 既存の市営住宅では、建物や設備の老朽化、入居者の高齢化が進んでいます。居住水準の向上、安全で快適な住環境を持続していくため、適切な改善、改修、維持管理を行い、建物の長寿命化を推進し、財政負担の軽減に繋げることが課題となっています。

【4. 市営住宅の管理】

- 指定管理者制度の導入により、市民の利便性向上をはじめ、コスト縮減や住宅使用料等の収納率の上昇につながるなど、一定の効果が上がっています。住宅セーフティネットとして、より質の高い管理を行っていくため、指定管理者に対する的確な指導、評価を行っていくことが課題となっています。また、社会情勢、地域特性などによる空き住戸の増加傾向も課題となっています。



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 良質な住宅ストックの形成

住情報提供を充実させ、延岡らしい良質な住まいづくりを目指します。また、住宅リフォーム等を通して耐震化の促進や、高齢者や子育て世代が環境や健康に配慮した安全安心で快適に住み続けることのできる住まいづくりを目指します。

(1) 安心して快適に住み続けられるための住情報の提供

- ・行政は、耐震改修や風水害に強い住まいづくりに関する情報や、子育て世帯や高齢者等に良質な住宅に関する情報を提供し、より幅広く啓発するための民間組織の育成や総合的な住情報提供のイベントを開催します。(行政)
- ・延岡市住まいづくり協議会は、建築士会等と連携して安心して住み続けられるための住情報の提供を行います。(関係団体)

(2) 安心できる中古住宅の流通促進

- ・行政は、「延岡市住み替え住宅バンク」の活用などにより、中古住宅取得等に係る総合的な支援体制を促進します。(行政)
- ・事業者は、中古住宅取引等の総合的な支援体制を活用し、安心できる中古住宅の流通を促進します。(事業者)

(3) 安心して住み続けられるためのリフォームの促進

- ・行政は、持家住宅・賃貸住宅のバリアフリー化や木造住宅等の耐震化等を促進し、民間事業者との連携による住宅リフォームを促進します。(行政)
- ・市民は、民間事業者等と連携しながら、住宅のバリアフリー化や耐震診断・耐震改修に取り組めます。(市民)

2. 総合的な空き家対策の推進

増加傾向にある危険な空き家の対策を推進するとともに、空き家対策の一環として中古住宅の利活用も図ります。

(1) 良好な環境で暮らせるまちづくり

- ・行政は、管理不全の空き家等の発生を抑制するための体制づくりを強化し、増加傾向にある危険な空き家対策を推進するとともに、所有者等へ意識啓発や情報提供に努め、また、全国的な法人等とも連携して、空き家等の利活用や解消に取り組めます。(行政)
- ・市民は、適正な空き家の管理に取り組めます。(市民)
- ・行政は、行政と管理の担い手が連携したサービスを検討します。(行政・事業者)

(2) 移住・子育てする人にやさしいまちづくり

- ・行政は、空き家対策の一環として中古住宅の利活用や、多様な暮らしのできる場の情報提供など、移住・特に子育て世帯にやさしい施策の推進を図ります。また、農地付空き家の一層の購入促進も図ります。(行政)
- ・事業者は、空き家対策に貢献するために中古住宅の利活用を図ります。(事業者)

3. 市営住宅の整備

住宅に困窮する低額所得者、高齢者や障がい者など住宅確保要配慮者が安心して住み続けることができる住宅セーフティネットとしての機能向上を図ります。また、改修・改善による建物の長寿命化を推進します。

(1) 建替えの推進

- ・将来の人口減少・少子高齢化社会を見据えつつ、多様な住宅確保要配慮者に対する的確に市営住宅を供給できるよう、コスト縮減に取り組みながら長寿命化計画に基づき、計画的な建て替えを推進します。また、供給戸数の適正化を図ります。(行政)

(2) 市営住宅の改善

- ・長寿命化計画に基づき、居住水準の向上や安全・安心な住環境整備を行い、建物の効率的な活用、及び長寿命化を図るため、市営住宅の改善事業を推進します。(行政)

4. 市営住宅の管理

指定管理者、市の緊密な連携によるきめ細やかなサービスの提供を行い、市営住宅の効率的な維持管理に取り組めます。また、空き住戸の減少に努めます。

(1) 維持管理の効率化

- ・行政は、指定管理者に対し適切な指導や評価を行うとともに、緊密な協力関係を図り、市営住宅の維持管理の効率化を推進します。(行政)
- ・指定管理者は、市と緊密に連携しながら、市民のニーズに応じた市営住宅の維持管理に努めます。(指定管理者)
- ・行政は、空き住戸の有効的な活用や、市営住宅数の適正化を図り、空き戸数の縮減を図ります。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-------------------------|-------------|-------------|-------|
| 「延岡市住み替え住宅バンク」登録者戸数 | — | 66戸(R2) | 130戸 |
| 耐震性を有する住宅ストック(住宅の耐震化率) | 73.78%(H23) | 75.62%(H27) | 90.0% |
| 建て替える市営住宅の戸数の割合(一ヶ岡A団地) | 73%(H26) | 86%(R2) | 100% |

第8章

市民と育む公園緑地

現状と課題

【1. 都市公園等の整備】

- 公園は、市民のふれあう憩いの場や子供たちの安全な遊び場、あるいはスポーツ・レクリエーションの場としての重要な公共施設であるとともに、良好な都市景観の形成、観光拠点、災害発生時の避難場所・災害復興拠点等多くの役割を果たしています。
- 公園の整備状況は下記の表のとおりであり、本市の一人当たりの都市公園面積は14.65㎡/人（令和2年度4月現在）で、国の示す標準面積10.0㎡/人以上を満たしていますが、施設の老朽化が進んでいます。また、公園に対する要望も少子高齢化社会を反映し、子供の遊び場としての公園から、子供から高齢者まで利用できる公園へと変化している現状があります。
- 本市の自然公園は、日豊海岸国定公園、祖母傾国定公園、祖母傾県立公園の3ヶ所があり、15,983haが指定されています。また祖母・傾・大崩山系は2017年6月にユネスコの国際会合においてユネスコエコパークとして登録されています。

【2. 維持管理の充実】

- 本市の都市公園は下記の表のとおりであり、市が主体的に公園施設などの維持管理を行っていますが、更に公園利用者が安全で快適に使用できるよう、市民及び公園緑地愛護団体等の協力を得ながら維持管理をしています。近年、公園緑地愛護団体については、新しい団体が加入する一方で、高齢化により活動が継続できない団体が増えている現状もあります。

【3. 花と緑のまちづくり】

- 豊かな緑と背景に咲く四季折々の草花や花木は、市民の日々の生活に潤いを与えてくれます。本市は昭和48年に「緑化都市宣言」を行い、様々な機会を通じて緑化推進に努めています。

| 区分 | 細区分 | 種別 | 箇所数 | 面積(ha) | 構成比 | 備考 |
|------|--------|------|-----|--------|--------|------------------------------|
| 都市公園 | 住区基幹公園 | 街区公園 | 80 | 16.70 | 10.3% | 桜ヶ丘第1街区公園他 |
| | | 近隣公園 | 4 | 10.48 | 6.5% | 浜川公園、一ヶ岡中央公園、大武公園、土々呂公園 |
| | | 地区公園 | 1 | 5.80 | 3.6% | 妙田公園 |
| | 都市基幹公園 | 運動公園 | 1 | 46.80 | 28.9% | 西階公園 |
| | 特殊公園 | 特殊公園 | 5 | 47.90 | 29.5% | 城山公園、愛宕山公園、今山公園、延岡植物園、岡富公園墓地 |
| | 都市緑地 | 都市緑地 | 20 | 31.04 | 19.1% | 第一五ヶ瀬川市民緑地他 |
| | 緑道 | 緑道 | 1 | 3.40 | 2.1% | 浜川緑道 |
| | 計 | | 112 | 162.12 | 100.0% | |

資料：都市計画資料（令和2年4月1日）

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 都市公園等の整備

遊具や休憩施設等の老朽化については、公園施設長寿命化計画等に基づき、施設の更新・維持保全を図ります。また、公園利用者の意見を踏まえながら、すべての人が快適に利用できる施設整備をこれまで以上に図るとともに、災害時には避難者や発生する災害ごみ等の受け入れの役割を担う防災機能をもった都市公園等の整備を行います。

(1) 憩いの場の創出

- ・岡富古川土地地区画整理事業地内の公園整備を推進します。その他の公園についても、すべての地域住民が安心して集い、遊び、くつろげる、ユニバーサルデザインに配慮した遊具や休憩施設等の再整備を利用者の意見を踏まえて行い、地域との連携により管理できる公園にしていきます。(行政・市民)
- ・制約がなく伸び伸びと遊べる、かつての原っぱのような公園機能の確保や、公園の整備に民間活力を導入することを検討します。(行政・事業者)

(2) 地域の特色を活かした公園整備 ▶戦略2

- ・行政は、城山公園については、城跡景観向上を目的に樹木の剪定・伐採及び石垣ライトアップ等を行い、歴史的・文化的シンボルとしての整備を推進します。あわせて石垣の保全・保護を行います。(行政)
- ・行政は、愛宕山公園等の夜間にも訪れる方が多い公園については、安心安全に利用できるよう、照明施設等の整備を推進します。(行政)
- ・行政は、その他の公園についても、地域の特色ある自然環境を活かした整備を推進します。(行政)
- ・市民は、市外から訪れた方に、城山公園、今山公園、愛宕山公園等の利用を勧め、歴史文化や景勝地をとおして本市の素晴らしさを伝えます。(市民)

(3) 災害時対応や防災機能を持つ公園の整備

- ・災害時の避難所や災害ごみステーションとしての役割を担う施設の充実を図ります。また、西階公園内に防災機能を有する多目的屋内施設の整備を行います。(行政)

(4) 自然公園の保全と活用

- ・国定公園等について、開発と自然保護の調和を図るとともに、景勝地の良好な保全に努めます。また、県と連携し、有効活用に努めます。(行政)

2. 維持管理の充実

今後も更に市民と行政が協働して公園施設の維持管理が強化できるような環境づくりを推進します。また、公園の情報発信を行います。

(1) 市民協働による公園管理

- ・行政は、市民との協働により、公園の維持管理を行う公園緑地愛護団体等を増やすとともに、団体が活動しやすい環境づくりを推進します。(行政・市民)
- ・行政は、公園管理について、植物等の専門家の助言を得ながら行うよう検討します。(行政)

(2) 長寿命化計画による施設の維持保全・更新

- ・公園施設の日常的な維持保全(清掃、保守、点検)に加え、定期点検の場を活用した健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行います。(行政)

(3) 公園の情報発信

- ・市のホームページ等を活用し、公園の管理の状況や設置している施設等の情報をわかりやすく発信することに努めます。(行政)

3. 花と緑のまちづくり

公共空間の花や緑を増やし適切に管理することはもとより、市街地の大部分を占める民有地の緑化についても、「延岡市花と緑のまちづくり推進協議会」を中心に、市民の自主性を尊重しながら、活動を支援していきます。

(1) 市民協働による緑化推進

- ・行政は、市民との協働により、市内の緑化美化、園芸教室、相談業務の充実やフラワーフェスタ等のイベントに取り組みます。(行政・市民)

(2) 公共施設の緑化

- ・行政は、市民連携のもと、延岡植物園で栽培した花苗を市内の街角花壇や歩道のプランター等に植え付け、適切な管理を行います。(行政・市民)
- ・行政は、公園や街路の樹木についても適切な管理を行うとともに、地域住民、樹木の専門家の意見を踏まえながら、老齢木の植え替えも含め緑化の維持に取り組みます。(行政・市民・事業者)

(3) 植物園のあり方検討

- ・今後の植物園のあり方について、市民の意見を踏まえながら検討します。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|---------------------------------|--------------|--------------|-------|
| *公園施設長寿命化事業 完了公園数(対象公園:90箇所) | 0箇所 (H26) | 21箇所 (R2) | 90箇所 |
| 公園緑地愛護会の団体数 | 94団体 | 98団体(R2) | 100団体 |

【総合戦略KPI】

| 内容 | 基準値(R1) | 目標値(R7) |
|--------------|-----------|-----------|
| 城山公園利用者数【再掲】 | 58,855人/年 | 67,000人/年 |

*公園施設長寿命化事業…第1期を平成26年度から令和5年度で90公園を対象として実施し、第2期を令和6年度から令和15年度で予定している。

現状と課題

【1. 景観計画の推進】

□本市は、海・山・川等豊かな自然に恵まれており、市街地については、大崩山・行藤山を背景に広大な河川空間と愛宕山・城山・今山が四季折々に醸し出す構図など、すばらしい地域固有の景観の特性を有しています。また、時を告げる城山の鐘に象徴されるように城下町としての文化を感じられる面もあるものの、戦災により城下町のたたずまいの多くが失われ、いかに城下町としての風情を伝えていくかが課題となっているとともに、橋の多い河川景観や巨大な煙突の工場群も本市の特徴の一つとなっています。その先人から受け継いだ伝統と風格ある景観を保全し、市民一人ひとりが誇りを感じる魅力あるまちづくりを進めるため、平成20年に景観法に基づく*景観行政団体に移行し、平成22年には新たに延岡市景観計画を策定しました。

【2. 公共空間の先導的整備】

□景観計画では、川中地区における道路、橋梁、都市公園、河川など主要な公共施設を*景観重要公共施設に指定しました。先導的な整備としては、「城山公園（延岡城跡）城跡景観等に関する提言書」に基づき行った城山公園の城跡景観向上や、城山周辺の公共施設建設等、景観に配慮した整備が取り組まれています。

【3. 景観形成の促進及び意識啓発】

□景観計画では、全市域を景観計画の区域とし、景観形成上特に重要な地区である城山周辺地区及びシンボルロード周辺地区を*景観形成重点地区として指定しました。

□樹形や樹高など美観に優れ、地域の象徴的な存在となっている北方町三椏小学校跡地にあるセンダンの木を*景観重要樹木として指定しました。

□魅力ある景観づくりを推進することを目的として、令和元年に延岡市景観形成活動支援補助金交付要綱を制定しました。

| 景観形成重点地区 | 城山周辺地区 | シンボルロード周辺地区 |
|----------|---|---|
| 景観形成方針 | 城山の歴史や自然と調和した、落ち着いた風格のある城下町景観づくり | 背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなか景観づくり |
| 区域図 |  <p>図で着色している箇所を対象区域とします。</p> |  <p>図に指定する路線の道路境界線に接する敷地を対象区域とします。</p> |

*景観行政団体…景観法により定義される景観行政を司り、景観計画を策定する団体

*景観重要公共施設…景観計画の中で、景観形成上特に重要な公共施設として定めた道路、河川、公園等

*景観形成重点地区…景観計画の中で、景観形成上特に重要な地区として定めた重点的・先導的に景観形成を推進する地区

*景観重要樹木（建造物）…景観計画に定めた方針によって指定する良好な景観を形成している樹木(建造物)

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 景観計画の推進

良好な景観を保全、創出するため、延岡市景観条例及び延岡市景観計画に基づいた施策を推進することにより、周辺のまちなみと調和した景観の形成に努めます。

(1) 景観計画の推進

- ・延岡市景観条例及び延岡市景観計画における良好な景観の形成に関する方針に則り、景観行政を総合的に推進します。(行政)

2. 公共空間の先導的整備

良好な景観形成への誘導を図るため、魅力ある公共空間の創出を図り、公共空間の先導的整備を進めていきます。

(1) 公共空間の先導的整備

- ・景観重要公共施設に指定した川中地区における道路、橋梁、都市公園、河川など主要な公共施設について、魅力ある公共空間の創出を図ります。特に城山公園については城跡景観向上に取り組めます。(行政)

(2) Park-PFI (公募設置管理制度) の導入

- ・行政は、城山公園内に*Park-PFI(公募設置管理制度)を活用して、城下町の風情を感じられる古民家風のインフォメーションセンター的な機能またはくつろぎの場を整備していきます。(行政・事業者)

3. 景観形成の促進及び意識啓発

景観法を踏まえ、市内全域で地区住民との合意形成を図りながら、民間の建築物などを含めた総合的な景観の形成に向けた取り組みを行うとともに、地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与している建造物について景観重要建造物として指定を行います。また、県と連携を図りながら景観形成活動を支援します。

(1) 景観形成の誘導

- ・行政は、良好な景観の形成を図るために、延岡市景観計画において定めた建築物等の色彩の基準や届出を要する行為の規模等に適合するよう、施主や設計・施工者に対して助言・指導を行います。また、景観形成上特に重要な建造物や樹木について、景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、その保全に努めます。(行政)
- ・市民や事業者は、美しい景観づくりのために、地域の清掃や花植え等による演出を行うとともに、住宅や事業所などの新築や壁面等の塗り替えを行う場合、周辺と調和した建物となるように配慮します。(市民・事業者)

(2) 市民意識の啓発

- ・行政は、市民及び事業者と、相互に連携し協働して景観形成の推進を図ります。また、市民の景観に対する理解や関心を高めるため、良好な景観形成に関する表彰や、県が募集している「美しい宮崎づくり活動団体」に登録された、市内の団体が行う景観の保全や創出等の活動に対して支援を行います。(行政・市民・事業者)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|---------------|-----|-----------|----|
| 美しい宮崎づくり活動団体数 | — | 8 (R2) | 13 |

* Park-PFI(公募設置管理制度) …都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する都市公園法の手続き

第10章

水道

現状と課題

【1. 安全な水道】

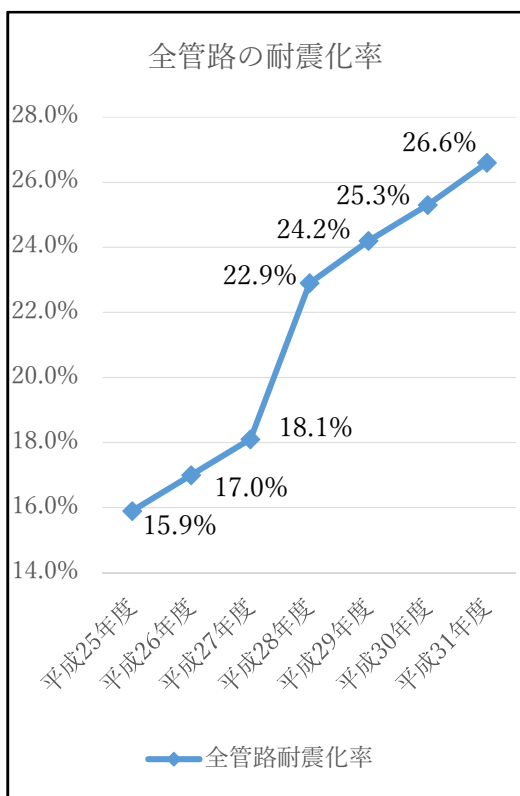
- 本市の水道普及率は、令和元年度末で98.6%に達しており、市民生活の重要なライフラインとしての役割を担っています。今後も清浄で、豊富で低廉な水を安定して供給出来るよう効率的で効果的な施設運営や事業投資に取り組む必要があります。

【2. 強靱な水道】

- 本市の水道は昭和27年に起工後、拡張事業で整備が進められてきました。一部では、耐用年数を経過し老朽化が進んだ施設もあることから、更新時には、耐震化を図るなど災害に強い施設づくりと計画的な更新を行う必要があります。
- 常に安定した給水を行う為に、漏水や断水等に対応する復旧体制を更に充実させる必要があります。
- 令和元年に水道料金を引き下げましたが、国の財政支援制度を活用して、水道施設の計画以上の耐震化に取り組んでいます。

【3. 水道事業の持続】

- 施設の更新や耐震化には、多額の費用が必要になります。また、給水人口の減少及び節水型社会への進展に伴い、水需要は減少すると見込んでいます。これらを踏まえ、計画的かつ効率的な事業運営を継続する必要があります。



※平成30年7月 西日本豪雨

広島県呉市での本市職員による給水活動の状況

(呉市民より、「感謝 涙が出ます」とお手紙をいただきました。)

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.安全な水道「いつ飲んでも安全な信頼される水道」

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水道（必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道）を目指します。

(1) 安心して飲める良質な水道及び、適正な水質管理体制

- ・ホームページなどを活用し、水道事業や水質検査結果などについて広報を行います。（行政）
- ・水源環境を注意深く監視し、適正な浄水施設の維持管理に努めます。（行政）
- ・良好な水源を確保・保全し、水源に応じた施設整備と水質管理を徹底するとともに、水源地の適正な保安全管理を実施します。（行政）
- ・引き続き未普及地区解消のため北川町瀬口地区の整備を進めます。（行政）
- ・指定給水装置工事事業者に対する説明会や研修会を開催し、事業者への指導や啓発を適切に行います。（行政）

2.強靱な水道「災害に強く、たくましい水道」

中長期の更新計画を適宜、見直ししながら、水道施設の統合や老朽管の布設替えなどの投資を効率的に行えるよう取り組みます。

(1) 危機管理に対応できる水道

- ・水道施設の耐震化やバックアップ体制を構築し、緊急時や災害時の影響範囲を最小限にとどめます。（行政）
- ・職員による給水車操作訓練を実施します。（行政）
- ・断水時の給水活動や広報の迅速化を図ります。（行政）
- ・災害時に対応できるよう関係団体との調整を図ります。（行政）

(2) 適切な施設更新、耐震化

- ・老朽化した水道施設の計画的な更新を進めます。（行政）
- ・国の財政支援制度等を積極的に活用することで、水道施設について、平成 30 年度に策定した延岡市水道事業経営戦略における計画以上の耐震化を進めます。（行政）

3.水道事業の持続「いつまでも皆様の近くにあり続ける水道」

水道事業を持続するために、施設の統廃合や*ダウンサイジングに計画的に取り組み、効率的な事業運営を行います。また、国の財政支援制度の活用を図ることで財源の確保を行い、経営の安定化を図ります。

(1) 長期的に安定した事業基盤

- ・平成 30 年度に策定した延岡市水道事業経営戦略に基づき、計画的かつ効率的な事業運営を推進します。（行政）

(2) 人口減少社会を踏まえた対応

- ・給水人口や給水量が減少した状況においても、国の財政支援制度を有効に活用するとともに、管理運営費の一層の縮減により経営の効率化に努めます。（行政）

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|------------|------------------|-----------------|-------|
| *耐震化率（全管路） | 15.9% (H26.3) | 26.6% (R2.3) | 32.0% |

*ダウンサイジング…もののサイズを小さくすること。コスト（費用）の削減や効率化を目的として、今後予想される必要な施設能力にあった最小限のサイズ（規模）にすること。

*耐震化率（全管路）…H28 年度より旧簡易水道を統合したため、現状以降は旧簡易水道を含む値

第11章

下水道

現状と課題

【1.環境保全のための汚水処理】

- 本市の下水道は昭和27年に事業に着手して以来、順次整備区域を広げ普及促進に努めてきました。これにより、平成30年度末には普及率が80.6%となりましたが、市街化区域内にも整備に着手できていない地区が残されています。
- 大規模災害に備えるため、老朽化した施設(管路及び処理場等)の改築更新や地震・津波等の対策事業を行っています。
- 管路の整備が完了し供用開始された地区において、下水道への接続が行われていない家屋が残っています。

【2.施設の統廃合による強化】

- 下水道施設の多くが改築更新の時期を迎え、今後多額の費用が必要になることから、建設コストの縮減や維持管理費低減が見込める施設統廃合の取り組みを強化する必要があります。

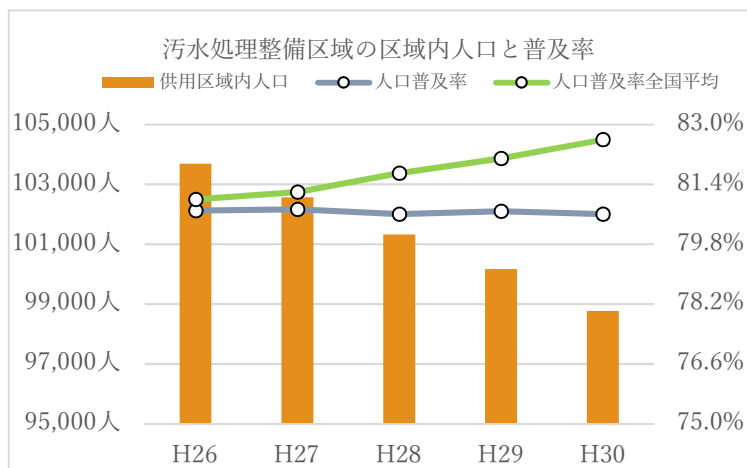
【3.浸水防除のための雨水処理】

- 頻発する浸水被害を軽減させるため、現在関係機関と調整しながら浸水対策事業を進めていますが、浸水が頻発する区域において浸水対策事業に取り組めていない地区が残されています。

【4.経営の効率化】

- 本市の下水道事業経営は、多数の老朽化施設の更新費用や浸水防除の費用が増大する中であって、収入の根幹である下水道使用料収入は減少しており、公営企業として安定した経営基盤を構築するためには、さらなる経営改善に取り組む必要があります。

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 行政区域内人口 | 128,548人 | 127,041人 | 125,699人 | 124,149人 | 122,519人 |
| 供用区域内人口 | 103,689人 | 102,571人 | 101,328人 | 100,172人 | 98,761人 |
| 人口普及率 | 80.7% | 80.7% | 80.6% | 80.7% | 80.6% |
| 人口普及率全国平均 | 81.0% | 81.2% | 81.7% | 82.1% | 82.6% |



「処理場見学会」の様子(妙田下水処理場)

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 環境保全のための汚水処理

現在事業を行っている地区については早期完成に努め、整備に着手できていない地区についてもさらなる普及促進に取り組みます。

また、処理場やポンプ場等の老朽化対策については、日常の維持管理を行いながら計画的な改築更新、地震・津波対策に継続して取り組みます。

供用開始された地区においては整備効果を高めるため水洗化の取り組み等を行います。

(1) 公共下水道の整備

- ・ 行政は、現在事業を行っている岡富古川地区や無鹿地区の早期完成に努めるとともに、未整備地区である大武地区の整備に取り組みます。(行政)
- ・ 市民は、下水道が整備された地区においては、下水道管への早期接続を行い、河川等の水質悪化を防止するなど生活環境の改善を図ります。(市民)

(2) 施設の更新と耐震対策・維持管理

- ・ 建設から長期間経過し老朽化の著しい施設について、「ストックマネジメント計画」や「地震対策計画」に基づき計画的な改築更新と地震・津波対策を実施し、安全・安心な暮らしの実現を推進します。また、下水処理場及びポンプ場等施設の維持管理については、引き続き包括的民間委託により取り組みます。(行政)

(3) 水洗化の促進

- ・ 未接続家屋への戸別訪問による水洗化の促進や「下水道の日」のイベント、「処理場見学会」などを通し、下水道の役割や大切さについて啓発を行います。(行政)

2. 施設の統廃合による強化

「延岡市下水道広域化推進総合事業に関する計画」や「社会資本総合整備計画」に基づき適正な維持管理を行うため、施設の統廃合を進めます。

(1) 処理場等施設の統廃合

- ・ 衛生センター（し尿処理場）について、隣接する妙田下水処理場との汚泥の共同処理を行うことにより建設コストの縮減や維持管理費の低減を図ります。(行政)
- ・ 設備の更新時期を迎えた行藤・大峡地区の農業集落排水施設について、公共下水道区域への管路接続による統廃合を行い、処理場を廃止することで、建設コストの縮減や維持管理費の低減を図ります。(行政)

3. 浸水防除のための雨水処理

浸水被害を軽減するため緊急性や経済性を考慮した施設整備に努め、既存施設の徹底した点検及び維持管理による「水害に強いまちづくり」を目指します。

(1) 雨水処理施設の整備

- ・ 行政は、雨水の排除及び浸水被害の軽減を図り市民の安心な暮らしの実現を推進するため、富美山雨水ポンプ場の建設など施設の整備を行います。(行政)
- ・ 行政は、雨水路に堆積した土砂の撤去やポンプ場、樋門の動作点検、土嚢の確保などを事前に行い浸水被害の未然防止に努めます。(行政)
- ・ 市民は、整備された管路及び施設の効果を高めるため身近な排水溝の清掃や突発的な降雨による浸水を防止するための土嚢設置など地域で取り組む自助・共助の活動に参加します。(市民)

4. 経営の効率化

公営企業として安定した経営基盤の構築を目指します。

(1) 安定した経営基盤の構築

- ・ 国庫補助金や地方交付税措置などの国の財政支援制度を有効に活用するとともに、管理運営費の一層の縮減により経営の効率化に努めます。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|------------|----------------|----------------|-------|
| 汚水処理の人口普及率 | 80.4% (H25) | 80.6% (H30) | 82.6% |

第12章

河川・港湾・海岸

現状と課題

【1. 河川・砂防】

- 五ヶ瀬川、大瀬川、北川をはじめ国・県が管理している一級、二級合せて61の河川があります。
- *L1津波対策、高潮対策・耐震対策などの河川整備の取組が行われています。
- 行政、学識経験者、市民が参加する会議で北川の様々な問題解決への取組が行われています。
- 国の新たな制度を活用して、山林、農地の荒廃等による河川への流出土砂などの撤去に取り組んでおり、土砂の搬出先の確保が課題となっています。
- 自然環境や景観、歴史、文化資源を保全するとともに河川環境にも配慮した維持管理や施設整備などを継続して行うといった課題があります。
- 市民が河川に親しみ、河川環境に対する理解を深める取組を市民協働で行っていますが、引き続き「まち」と「河川」が一体となった良好な水辺空間の形成に努める必要があります。
- 近年の頻発するゲリラ豪雨などの影響で、小規模な河川の氾濫による、浸水被害が多数発生しています。
- 本市には、1,951箇所の土砂災害危険箇所があり、県と市において、砂防施設や急傾斜対策施設の整備を進めていますが、その整備率は低く、施設整備を促進していくことが課題となっています。

【2. 港湾】

- 本市には、延岡港、延岡新港、古江港、熊野江港の4つの地方港湾がありいずれも県が管理しています。
- 延岡港は、砂利等の取扱貨物量で県内7番目、延岡新港は、化学製品など一般物資の貨物取扱量で県内4番目となっています。
- 施設の適正な維持管理と長寿命化対策、大規模地震やL1津波※に対する防災対策などの課題があります。

【3. 海岸】

- 海岸線延長は、約110Kmあり、赤水町以南と東海町以北が日豊海岸国定公園に指定されています。
- 台風、津波、侵食等の災害から人命や財産を守るとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用の確保が求められています。
- 南海トラフを震源とする地震の被害軽減のためにハード・ソフト対策を組み合わせた多重防御に取り組むことが求められています。

| 各港別取扱貨物量 | |
|----------|-------------|
| 港名 | 貨物量(フレートトン) |
| 宮崎港 | 7,195,001 |
| 細島港 | 3,777,254 |
| 油津港 | 1,266,387 |
| 延岡新港 | 293,013 |
| 内海港 | 135,204 |
| 福島港 | 117,901 |
| 延岡港 | 91,270 |
| その他 | 9,657 |

資料：宮崎県HP(令和元年：速報値)

*L1津波…概ね100年～150年周期で発生するマグニチュード8クラスの地震・津波

施策の展開 **取組項目 (役割分担)**

1. 河川及び砂防の整備とまちづくり

災害に強い河川の整備と環境や景観、歴史、文化資源の保全に取り組みます。
また、安心安全なまちづくりを進めるため、砂防施設や急傾斜施設の整備に取り組みます。

- (1) **河川改修及び地震津波対策の整備促進**
 - ・関係団体と連携しながら一、二級河川の改修や河道掘削等を国・県に働きかけていきます。(行政)
- (2) **小規模河川の整備及び浸水対策**
 - ・小規模河川の適正な維持管理と地域の状況に応じた河川の整備を実施します。(行政)
 - ・市管理河川について浸水被害を未然に防止するための河川整備や土砂撤去等を進めます。(行政)
- (3) **河川環境整備・保全**
 - ・行政は、関係団体と連携しながら河川の環境整備や保全について要望します。(行政)
 - ・市民は、県が実施する河川パートナーシップ事業などに積極的に参加し引き続き清掃などの協働活動に取り組みます。(市民)
- (4) **河川愛護とまちづくり**
 - ・市民は、河川の環境や保全について理解を深めます。(市民)
 - ・行政は、関係団体と連携しながら川に親しむ様々な啓発やイベントを実施します。(行政)
- (5) **流域治水への対応**
 - ・行政と市民は、流域全体で行う治水への転換に取り組みます。(行政・市民)
- (6) **砂防及び急傾斜施設の整備促進**
 - ・関係団体と連携しながら、土砂災害危険箇所の防災対策施設整備を更に進めていくため、採択要件の緩和や予算の確保を国・県に働きかけていきます。(行政)

2. 港湾の整備

地震津波対策を充実させ、各港湾の特性を生かした利用の促進に取り組みます。

- (1) **地方港湾の整備**
 - ・施設の長寿命化対策と地震や津波に対する防潮堤の早期整備について要望します。(行政)

3. 海岸の整備

津波被害軽減のためにハード・ソフト対策を組み合わせた多重防御や海岸侵食への対応、海岸の保全に取り組みます。

- (1) **防災**
 - ・南海トラフを震源とする地震の被害軽減のために国・県・市でそれぞれの役割を認識し連携協力しながらハード・ソフト対策を組み合わせた多重防御の取り組みを図ります。(行政)
- (2) **海岸侵食の対応**
 - ・行政と市民は、県に対し海岸侵食の原因を究明するとともに早期に侵食対策を行うよう要望します。(行政・市民)
- (3) **海岸の保全**
 - ・市民は、県が実施する川や海の応援団、「ふるさとの川・海」愛護ボランティア支援事業などに積極的に参加し引き続き清掃などの協働活動に取り組みます。(市民)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|--|--------------|--------------|-----|
| 「河川の改修と環境の整備・保全」に満足している市民の割合(延岡市民まちづくりアンケート) | 74% (H25) | 75% (H31) | 76% |



小規模河川の整備及び浸水対策

【事例】曾立地区浸水被害対策のために曾立谷川に堤防などを整備します。

基本的な整備方針としては、対策の効果や経済性を考慮し、築堤方式による整備を採用し、家屋や施設の浸水被害をなくすことを目的としています。

現状と課題

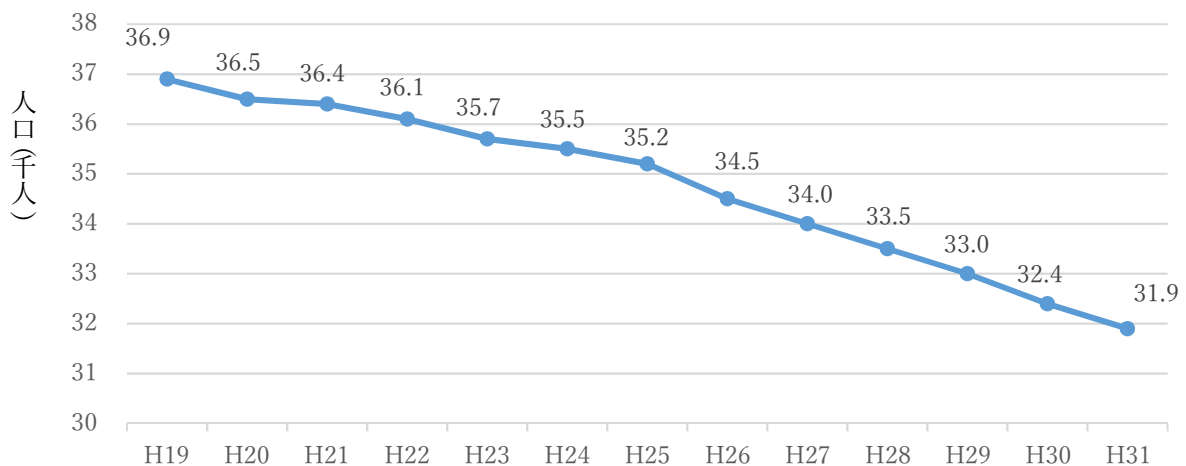
【1. 持続可能な中山間地域づくり】

- 本市の*中山間地域には、人口減少の著しい過疎地域をはじめ、交通条件や自然的条件等に恵まれない辺地、離島振興法による指定を受けた島野浦島など、様々な地域があります。本市では、これらの地域について、生活利便性の向上と地域間格差の是正を図るため、道路交通網等の生活基盤の整備や経済的な支援等を行うとともに、地域住民団体の活動への支援等により、地域活性化に取り組んでいます。一方、これらの地域では、若年層を中心とした人口の流出と少子高齢化の進行が重要な課題となっています。
- これまで「*合衆国づくり」として、北方町・北浦町・北川町の各総合支所の決裁権限を強化するとともに、予算を大幅に増やしてきました。
- 島野浦において、全世帯への戸別受信機の設置や地域IoT実装計画による全国最先端の小中一貫校づくり、救急車に収容するまでの船賃無料化などを行っています。

【2. 豊富な地域資源の活用による地域振興】

- 東九州自動車道の開通や九州中央自動車道の整備進展により、交流人口拡大への期待が高まるなか、さらに激化する地域間競争を勝ち抜くため、中山間地域における魅力あふれる食や、美しい自然などの豊富な地域資源を活かした取組が求められています。また、人口減少が著しい地域においては、定住施策の推進が課題となっています。

延岡市の中山間地域の人口推移



*中山間地域…宮崎県中山間地域振興条例に基づく地域（延岡市においては、旧北方町、旧北浦町、旧北川町、旧南方村、旧南浦村）を指します。

*合衆国づくり…三北地域の振興を図るために実施する、それぞれの地域の特色を活かした地域振興施策等



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 持続可能な中山間地域づくり

中山間地域において住民が持続的に安心して生活することができるよう、生活利便性の向上と地域間格差の是正を図るとともに、旧三町の特色を大切にしながら、それぞれの実情に合った地域振興策を実施することにより延岡全体の再生を図る「延岡合衆国づくり」を推進し、地域の活性化を図ります。また、地域産業の活性化や生活サービスの機能維持などによる、持続可能な地域づくりに取り組みます。

(1) 生活基盤の整備

- ・ 過疎債、辺地債を最大限に活用して、中山間地域の生活関連道路等の更なる整備を計画的に行うとともに、水道未普及地域への対策や合併処理浄化槽の効率的・効果的な整備に努めます。また、各総合支所における決裁権限の強化を図ること等により、三北地域それぞれの実情に合った地域振興策を速やかに実施します。(行政)
- ・ 行政及び事業者は、市内全体での高速・大容量通信を可能にするために、中山間地域等で光ファイバ網を整備します。(行政・事業者)

(2) 離島振興及び離島航路の維持・確保

- ・ 行政は、国、県の施策を最大限に活用しながら離島振興を図るとともに、島野浦島の魅力を生かした食や体験活動を通して、交流人口の増加や新たな雇用の創出に繋げるための「島業」の取組みを推進します。(行政)
- ・ 市、国、県、地域住民及び航路事業者は、離島航路確保維持改善協議会等を通じて連携しながら、離島航路の維持確保と利便性の向上に努めます。(行政・市民・事業者)

(3) 生活サービスの機能維持

- ・ 行政は、道の駅や商工会等と連携を図りながら、それぞれの周辺集落の生活サービス機能を維持する取組を推進するとともに、地域住民の意見を踏まえながら、公共交通空白地域におけるコミュニティバスの運行など、生活利便性の向上に努めます。また、過疎地域の特性を生かしたコミュニティバスの貨客混載や、スクールバスへの住民混乗など、新たなバスネットワーク構築を進めます。(行政・関係団体)

(4) 地域コミュニティの維持 ▶戦略4

- ・ 行政は、地域のリーダー候補となる人材の育成支援を行い、地域コミュニティの充実を促進します。(行政)
- ・ 市民は、地域の振興と交流を促進するため、自らの活動の活性化や交流の活発化を図るとともに、次世代を担う子どもたちの成長を、地域全体で見守ることのできる環境づくりに努めます。(市民)

2. 豊富な地域資源の活用による地域振興

地域が有する資源や特性などを活かした取組により、地域住民と行政が一体となった魅力的な中山間地域づくりを推進し、交流人口及び定住人口の拡大を目指します。

(1) 産業の振興

- ・ 行政は、豊かな自然環境を活かした体験型の観光振興や、豊富な農林水産資源を活用した6次産業化等の取組を推進し、中山間地域の産業活性化を促進します。(行政)
- ・ 事業者は、創意と工夫を図りながら、中山間地域の魅力を活かした新商品開発や新規事業の展開等により、新たな雇用の創出や地域の振興、産業活性化に貢献します。(事業者)

(2) 交流人口の拡大と定住促進 ▶戦略2

- ・ 交流人口の拡大を図るため、関係団体や他自治体と連携し、道の駅や「うみウララ」エリアの魅力向上に努めるとともに、大崩山を含む祖母傾山系のユネスコエコパーク登録を契機とした新たな拠点づくり等に関する取組を推進します。また、産業活性化による雇用拡大等の取組や、SNS等を活用した地域の魅力の情報発信に努め、定住促進を図ります。(行政)

【総合戦略KPI】

| 内容 | 基準値(R1) | 目標値(R7) |
|-----------------------|-----------------|------------------|
| エリア内の観光客数(鹿川地区、祝子川地区) | 55,619人/年 | 81,400人/年 |
| 地域おこし協力隊の採用・定住推進 | 採用数6人 定住率25% | 新規採用7人 定住率50% |

第6部

多様な人材が参画する市民が主役のまちづくり

第1章 市民が主役のまちづくり

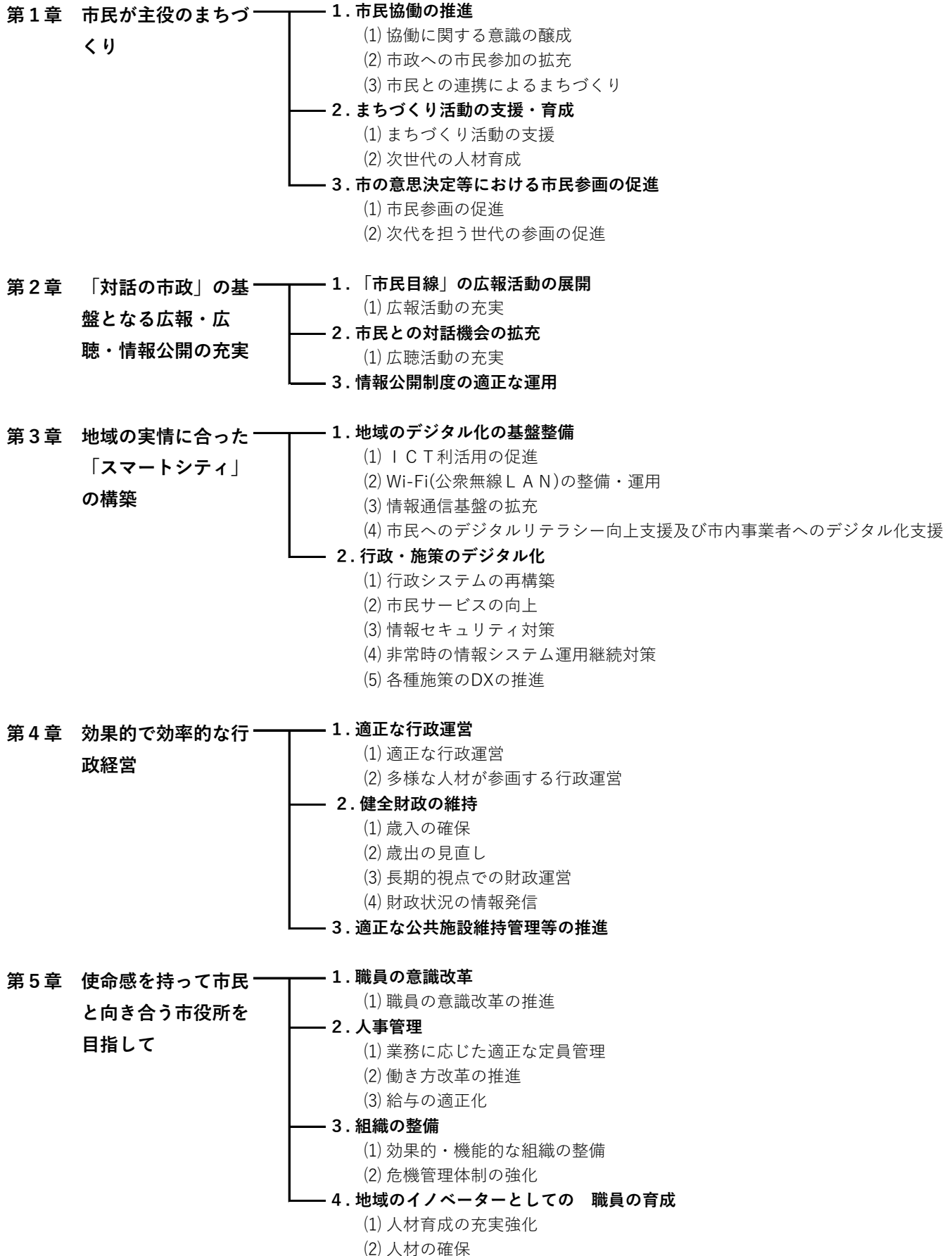
第2章 「対話の市政」の基盤となる広報・広聴・情報公開の充実

第3章 地域の実情に合った「スマートシティ」の構築

第4章 効果的で効率的な行政経営

第5章 使命感を持って市民と向き合う市役所を目指して

体系図



第1章

市民が主役のまちづくり

現状と課題

【1. *市民協働の推進】

- 自治会を中心とした地域活動や災害時のボランティア活動のほか、まちの賑わいを創出するまちづくり活動など、市民が主体となった活動も様々な分野に広がりを見せており、「市民まちづくり活動支援事業」への応募件数も増加してきています。
- こうしたまちづくり活動に加え、協働・共汗に関する事業については、「道づくり」を契機とし、その後、農業、林業、公園、津波避難路など様々な分野に広がりを見せ、さらには、NPOなどとの協働による健康長寿のまちづくりに関する取組やごみステーションの維持管理など地域の絆を深めるような新たな市民協働による取組も生まれてきています。
- 一方、市民ニーズや価値観が多様化する中、市民生活の様々な分野に対応する、よりきめ細やかな取組が求められるとともに、市民協働のまちづくりの充実を図る観点からも、継続的な情報発信や、さらなる啓発活動の必要があります。
- また今後、さらに充実した地域社会を実現するためには、自助・共助・公助の役割分担と合わせて、官・民が重点的に取り組む形での市民協働を進めていく必要があります。

【2. まちづくり活動の支援・育成】

- 「市民まちづくり活動支援事業」や「*クラウドファンディング連携事業」の実施により、市民の自主的なまちづくり活動を財政面から支援するとともに、市民活動の拠点施設である「延岡市民協働まちづくりセンター」を核とした団体の連携が一層図られ、「地域医療を守る活動」や「健康長寿のまちづくり活動」などの市民活動も活発化してきています。
- まちづくり活動を行う団体においては、構成員の高齢化や後継者不足の問題が深刻化してきています。

【3. 市の意思決定等における市民参画の促進】

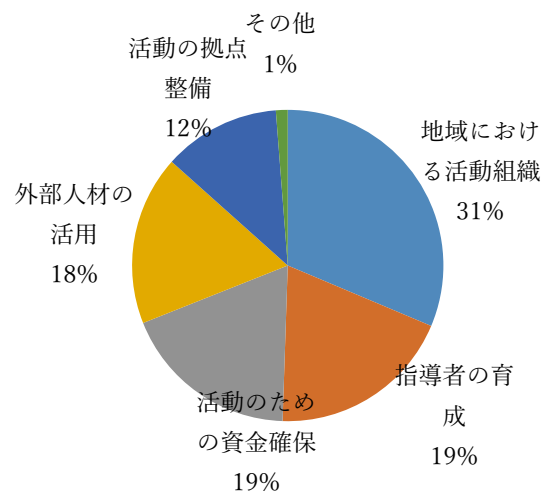
- 各種の計画づくりや事業採択の選定過程等において、行政サービスの受け手の視点を取り入れるなどの観点から公募も含めた市民参画を進めてきています。
- これまで「生徒会サミット」や「のべおか未来ワークショップ」などを実施し、中学生・高校生からのまちづくりに関する提案等が行われています。

■今後のコミュニティ活動に関する市民意識

(資料：R1年度実施 延岡市民まちづくりアンケート集計結果)

【質問】

今後、コミュニティ活動をさらに活発化していくために、特に力をいれるべきと思われるものは何ですか。



*市民協働…市民、事業者や行政などの地域社会を担う多様な主体が対等な立場で、それぞれの目的の実現や共通する課題を解決し、よりよいまちをつくるため、相互に尊重し合い、お互いの特徴を活かして連携・協力していくこと。

*クラウドファンディング…資金を必要とする起案者がインターネットのクラウドファンディングサイトを介して不特定多数の人々から資金を調達する仕組み。「Crowd」(＝群衆)と「Founding」(＝資金調達)を掛け合わせた造語。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 市民協働の推進

さらなる協働意識の啓発・醸成を図るため、情報の共有化、協働体制の充実などを図るとともに、政策形成過程に市民が参加できる機会の充実や拡充を図り、市民や市民活動団体と連携していきます。

(1) 協働に関する意識の醸成

- ・行政は、「市民協働まちづくり指針」に基づき、研修会の開催や広報紙による啓発などを実施し、協働意識の醸成に努めます。また、協働に関する他自治体などの情報収集に努め、理解を深めるとともに、市民への情報発信に努めます。(行政)
- ・市民は、協働に関する情報収集に努め、理解を深めます。(市民)

(2) 市政への市民参加の拡充

- ・積極的な情報の発信や意見等の聴取を進めながら、市民の市政への参加機会の拡充を図ります。(行政)

(3) 市民との連携によるまちづくり

- ・行政は、行政課題や市民の様々な課題の解決方法として、「市民協働」による取組を積極的に推進し、市民、市民活動団体等との連携を図りながら、魅力的なまちづくりを推進するとともに、情報発信に努めます。(行政・市民・市民活動団体等)

2. まちづくり活動の支援・育成

市民活動を積極的に支援していくとともに、市民一人ひとりが自分たちのまちに愛着と誇りを持ち、積極的にまちづくりに参加して自らの役割と責任を果たすよう、市民活動の中心となる人材や新たな団体の育成に努めます。

(1) まちづくり活動の支援 ▶戦略2、戦略4

- ・市民協働まちづくりセンター等による市民活動団体等の支援を図るとともに、市民まちづくり活動支援事業やクラウドファンディング連携事業の充実等による市民主体の新たなまちづくり活動をより一層支援します。(行政)

(2) 次世代の人材育成

- ・行政は、市民活動団体等と連携しながら、次世代を担う人材や新たな活動を行う団体の育成を図ります。(行政・市民活動団体等)

3. 市の意思決定等における市民参画の促進

市の各種計画づくりや事業実施等に関し、様々な市民の意見が反映されるよう、市民参画の促進に努めます。

(1) 市民参画の促進

- ・各種計画づくりや事業採択の選定過程等において、公募委員も含めた市民参画を進めていきます。(行政)

(2) 次代を担う世代の参画の促進

- ・「生徒会サミット」や「のべおか未来ワークショップ」などを通じて、次代を担う世代の意見について、各種施策等への反映に努めます。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-----------------------------------|-----------------|----------------|--------|
| 市民協働のまちづくりの推進に満足している市民の割合(市民意識調査) | 76.2% (H26) | 76.6% (R1) | 80.0% |
| 市民活動団体数 | 280 団体 (H26) | 314 団体 (R1) | 330 団体 |

【総合戦略KPI】

| 内容 | 基準値(R1) | 目標値(R7) |
|--------------------------|---------|-------------|
| 市民まちづくり活動支援事業採択件数 | 18 件 | 5 年間に 100 件 |
| クラウドファンディングコンテスト申込者数【再掲】 | 5 人 | 15 人/年 |

第 2 章

「対話の市政」の基盤となる
広報・広聴・情報公開の充実

現状と課題

【1. 「市民目線」の広報活動の展開】

- 市民と行政とが協働してまちづくりを進めていくためには、市民に行政の方針や抱える課題を適切に伝え、情報を共有するとともに、市民の意向を施策に反映させる必要があります。
- 本市では、これまで広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM、LINE、Facebook などさまざまな手段を活用し、市民への情報提供に努めています。
- 広報のあり方検討委員会の議論も踏まえ、これからも行政が保有する情報をさまざまな機会を通じて市民目線でわかりやすく情報提供、公開していくとともに、市民と行政が情報を共有するという認識のもと、すべての市民に情報が伝達されるよう、戦略的な視点で情報を発信する必要があります。

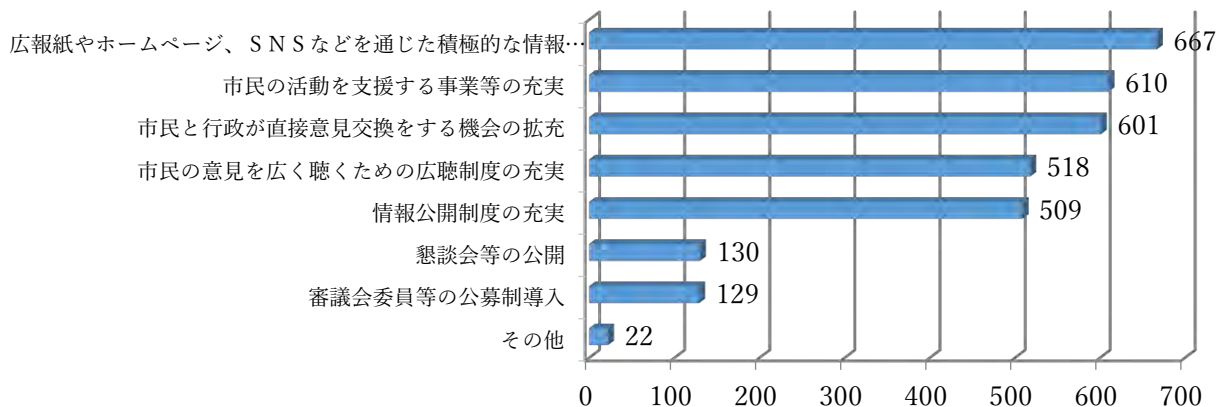
【2. 市民との対話機会の拡充】

- 本市では市長が直接、市民と意見交換を行う「移動市役所」や「出前市長室」の開催などを通して市政に対する意見・提案・要望などの把握に努めていますが、「移動市役所」については、幅広い年代、職業の方が参加できるような工夫が必要になってきています。また、比較的少人数で開催される「出前市長室」については、新しい生活様式に対応したりリモート開催についても進めていく必要があります。
- これまでパブリックコメントを年間 20 件程度行い、市民の意見を施策等に反映させることや各種審議会委員への市民参加などによって直接意見を聴取する場を設けてきました。
- 市民参画をさらに推進していくため、「政策等の形成過程における市民参加条例」を整備して広聴機能の充実を図ります。
- 電子メールによる「市民の声」や「市民の声の意見箱」を市役所や総合支所・支所に設置することにより、市政に対する市民の意見聴取を行っています。

【3. 情報公開制度の適正な運用】

- 本市では、延岡市情報公開条例に基づいて、市が保有する情報を市民に公開しています。直近の開示請求件数を見ると、年度あたり 120 件程度で推移しており、情報公開制度が市民に浸透しています。今後とも市政に対する市民の理解と信頼が得られるよう、本市の諸活動について市民への説明責任を果たしていかなければなりません。

市民と行政がお互いに協力しながらまちづくりを進めていく上でどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。3つまでお答えください。(資料：R1 年度実施 市民まちづくりアンケート集計結果)



「広報紙やホームページ、SNS などを通じた情報提供」「市民の活動を支援する事業等の充実」「市民と行政の意見交換の機会の拡充」「広聴制度の充実」「情報公開制度の充実」と回答した人が特に多かった。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 「市民目線」の広報活動の展開

「広報のべおか」の発行や「ケーブルメディアワイワイ」「FMのべおか」における市政番組の内容の充実を図るとともに、ホームページやLINE、Facebook等、さまざまなメディアを活用した積極的な情報発信を引き続き行います。情報発信にあたっては、様々な情報の収集から統合、調整を行い、効果的な広報手段を選択し、全庁的な方向性を持った戦略的情報発信に努めます。また、市民を対象としたアンケート調査等により、市民から望まれる紙面構成や番組制作のあり方に対するニーズを把握し、より効果の高い広報活動を行っていきます。

(1) 広報活動の充実

- ・ 広報紙、ホームページのリニューアルによる内容の充実とケーブルテレビやコミュニティFMの市政広報番組等の内容をより身近な関心のあるものにし、市民目線で親しみやすいものにします。また、LINE、Facebookなどを積極的に活用した情報の伝達など、様々な手段や機会を通じて市政情報の発信を行います。(行政)
- ・ 広報紙などの内容については、より分かりやすく興味の持てるものとするため、外部人材の有効活用といった手法も含めて、新たな編集・制作方法を検討していきます。(行政)

2. 市民との対話機会の拡充

さらに市民の市政に対する意見を幅広く把握し、的確に市政に反映させるために、移動市役所や出前市長室の内容充実を図り、市民の声の活用による広聴活動の充実を図っていきます。

(1) 広聴活動の充実 ▶ 戦略4

- ・ 移動市役所等の開催、意見箱や電子メール等を活用した市民の声の募集、パブリックコメントの実施、各種審議会への市民の参画などを促し、広聴活動の充実を図ります。(行政)
- ・ 「政策等の形成過程における市民等参加条例」を適切に運用し、意見募集していることを広く市民に周知して意見の集約に努めます。(行政)

3. 情報公開制度の適正な運用

情報公開制度の適正な運用と市民への周知により、市政の透明化を図り、本市の諸活動について市民への説明責任を果たしていくよう努めます。

(1) 情報公開制度の適正な運用

- ・ 行政文書の開示請求に対しては、迅速な開示手続に努め、個人情報保護に配慮した開示を行うなど、今後とも情報公開制度の適正な運用を図ります。また、広報のべおかやホームページ等を活用し、情報公開制度の周知に努めます。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|----------------------------|--------------------|-------------------|-----------|
| 市から発信される情報の内容に満足している市民の割合 | 79.4% (H26) | 76.4% (R1) | 86.0% |
| 延岡市のホームページのアクセス数 | 3,001 件/日 (H26) | 3,031 件/日 (R1) | 4,546 件/日 |
| 公式 LINE、公式 Facebook への投稿件数 | - | 211 件/年 (R1) | 422 件/年 |
| 移動市役所、出前市長室の参加者数 | - | 381 人 (R1) | 610 人 |

【総合戦略KPI】

| 内容 | 基準値(R1) | 目標値(R7) |
|------------------|---------|------------|
| 意見募集に対する提出された意見数 | 422 件 | 累計 2,110 件 |

第3章

地域の実情に合った「*スマートシティ」の構築

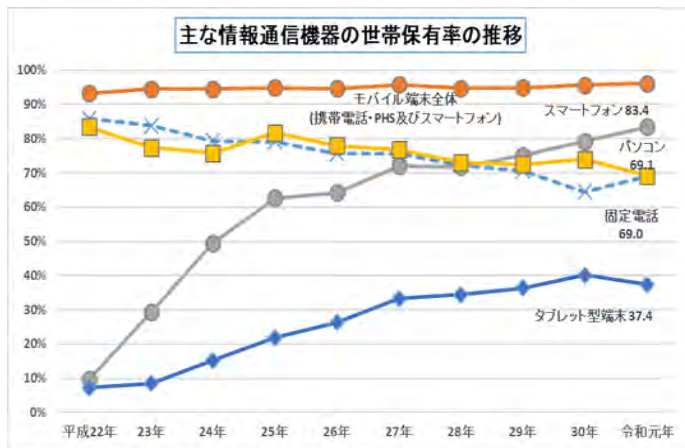
現状と課題

【1. 地域のデジタル化の基盤整備】

- インターネット、スマートフォン等の普及やICT（情報通信技術）の進化を反映して、SNS（Twitter など）、動画共有サービス（YouTube など）の利用者拡大が進み、様々な分野で生活や仕事のスタイルが大きく変化しています。特に普及の著しいスマートフォンに対応して、その操作に関する市民向けの講習会等を開催しています。
- 情報格差是正対策により、市内の居住地の多くで、携帯電話の通信やケーブルテレビ放送が提供されており、光ファイバ網未整備地域の解消も進めています。
- 災害に強く、地域活性化の手段としても有効なWi-Fi（*公衆無線LAN）について、観光・防災拠点等において整備を進めています。
- 今後、国が進める*Society5.0社会の実現に向けて、急速に進化する科学技術の進展に対応して、その成果を享受できる取り組みを強力に進めていく必要があります。

【2. 行政・施策のデジタル化】

- *自治体クラウドの導入、庁内のICT技術活用検討プロジェクトチームによる検討を踏まえたICTの導入等により、市民サービスの向上やコスト削減、事務の効率化、セキュリティの向上など電算業務の最適化に取り組んでいます。今後さらに自治体*デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進によるシステムの標準化への対応も必要となっています。
- 行政のデジタル化を進める国の施策により、今後、健康保険証利用を始めマイナンバーカードの様々な分野での利活用が予定されています。これらの運用にあたっては、普及の促進とともに、サポート体制の整備や個人情報保護に十分配慮した対策が不可欠となります。
- 本市「情報セキュリティポリシー」に基づく災害やサイバーテロなどに備えた対策、及び大規模災害発生時における情報システム*BCP（業務継続計画）の整備に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機に、本市においても、各種リモート相談対応やリモート会議、電子版プレミアム商品券の発行を始め様々な分野におけるデジタル化を進めています。



電子版プレミアム商品券

- *スマートシティ…IoT（モノのインターネット）を取り入れた都市のこと。
- *公衆無線LAN…無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービス(Wi-Fi)。
- *Society5.0…AIとIoTを基礎として産業革命に匹敵する変革を実現しようとする政府の提言。
- *自治体クラウド…各自治体が個別に電算システムを持たずに、ネットワークを介して必要な機能を利用する仕組み。
- *デジタルトランスフォーメーション（DX）…CTの浸透が人々の生活を各面でより良い方向に変化させること。
- *BCP(Business Continuity Plan) …災害などの緊急時に情報システム等を素早く復旧させ、事業の継続を目指す計画。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.地域のデジタル化の基盤整備

今後の本市のデジタル化の指針となる「延岡市情報政策推進計画（仮称）」を策定し、地域のデジタル化を強力に推進します。具体的には、携帯電話やケーブルテレビなどの情報通信基盤を利用して、住民ニーズに対応した地域情報サービスの提供に取り組みます。また、市民や観光客等が手軽に情報を入手できるよう公共施設等の公衆無線 LAN の整備・運用に努めます。また、市民向けスマートフォン教室等を開催し、市民のデジタルリテラシー向上に努めるとともに、市内事業者が進めるデジタル化への支援を進めます。

(1) ICT利活用の促進

- ・行政は、各自治体や CATV 事業者等と連携しながら、多様な情報サービスを提供するなど ICT 等の利活用の促進に努めます。（行政・事業者）
- ・市民は、積極的な ICT 等の利活用を行います。（市民）

(2) Wi-Fi(公衆無線 LAN)の整備・運用

- ・行政は、官民連携により公共施設や観光地等の公衆無線 LAN の整備・運用に努めます。（行政・事業者）
- ・市民は、各情報通信基盤により提供される様々な地域情報サービスを積極的に利活用します。（市民）

(3) 情報通信基盤の拡充

- ・行政は、光ファイバ未整備地域を解消し、市内全体で高速・大容量通信を可能にします。また、携帯電話等の圏外エリアの解消に向け必要な対応を検討します。（行政・事業者）

(4) 市民へのデジタルリテラシー向上支援及び市内事業者へのデジタル化支援

- ・市民向けスマートフォン教室等のデジタル機器の講習会を開催し、市民のデジタルリテラシー向上に努めます。（行政）
- ・農林水産業や商工業・観光業、さらには医療・福祉・介護の分野などの市内の各種事業者がデジタル化を進めるための支援に取組みます。（行政）

2.行政・施策のデジタル化

デジタル庁の創設をはじめとする新たな国のデジタル化の動向を踏まえながら、今後の本市のデジタル化の指針となる「延岡市情報政策推進計画（仮称）」を策定し、行政情報のシステムの標準化やマイナンバーカードの利活用による行政手続きのオンライン化等行政のデジタル化を強力に推進することで、市民の利便性を高め、市民生活の向上を目指します。

大規模災害などに際し、優先順位の高い行政サービスの継続やサービスの迅速な復旧に不可欠な情報システムの BCP（業務継続計画）の整備に取り組みます。

(1) 行政システムの再構築 ▶戦略4

- ・自治体 DX 推進によるシステムの標準化や複数の部署で業務目的ごとに導入している自治体クラウド業務の適正な運用を図り、行政システムの再構築とコスト削減に努めます。（行政）

(2) 市民サービスの向上 ▶戦略4

- ・各種申請手続きを自宅のパソコンやスマートフォンから行えるようにするなど、行政手続きのオンライン化をさらに進めます。また、マイナンバーカードの利活用やキャッシュレス納税、リモート会議の活用等により、さらなる市民サービスの向上に努めます。なお、上記(1)、(2)を進めるにあたり、「延岡市情報政策推進計画（仮称）」を策定し、強力に推進します。（行政）

(3) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ研修を通じて、本市のセキュリティ対応レベルを向上させるとともに、重要な分野では生体認証機能等の物理的な対策を行い、様々な脅威に対する本市の情報資産の安全性強化に努めます。（行政）

(4) 非常時の情報システム運用継続対策

- ・行政は、有効性の高い情報システム BCP の定期的な見直しや非常時訓練等を行い、災害時などに迅速な情報システムの復旧を図ります。（行政・事業者）

(5) 各種施策の DX の推進

- ・東京大学と連携して行う市民行動データの収集・分析等の調査結果を活かし、バス路線の設定等を行うなど、各種施策の DX 化を推進します。（行政）

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|----------------------|----------------|----------------|-------------|
| 光ファイバの利用可能世帯数の割合 | 91.4% (H26) | 91.4% (H30) | 100.0% |
| IT 関連セミナー・講演の開催数【再掲】 | - | - | 5 年間に 157 回 |

【総合戦略 KPI】

| 内容 | 基準値(R1) | 目標値(R7) |
|--------------|---------|---------|
| オンライン申請実施業務数 | 計 3 業務 | 計 20 業務 |
| RPA 実施業務数 | 0 業務 | 計 30 業務 |

第4章

効果的で効率的な行政経営

現状と課題

【1. 適正な行政運営】

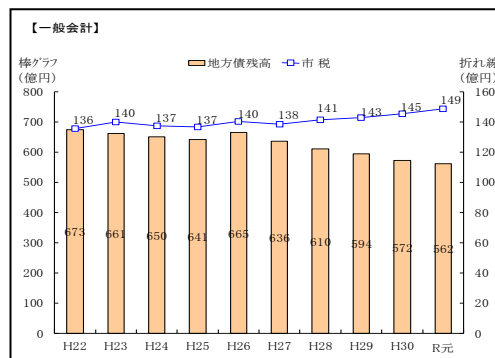
- 第7次延岡市行財政改革では、平成27年度からの5箇年の取組において、職員60名を減員するとともに、一年あたりの経費約7億2,097万円を節減する等、大きな成果を挙げることができました。今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や、人口減少に伴う市税の減少に加え、納税の担い手である現役世代の減少など多くの懸念があることから、これらの対策として、ICT等を活用した新たな業務運営方法の積極的な導入や官民連携、地方創生に向けた取組の推進により、コストの縮減や業務の効率化等を図っていく必要があります。
- 第6次長期総合計画後期基本計画と第2期延岡新時代創生総合戦略の一体的な策定に取組むことにより、総合戦略の数値目標や長期総合計画の主要な指標など、両計画の整合性を図りました。今後、人口減少社会における持続可能なまちづくりや地方創生に向けて、長期総合計画や総合戦略に基づく取組みと行財政改革を一体的に進めることにより、効果的で効率的な行政運営を進めていく必要があります。
- このような中、社会状況の変化や、複雑化、多様化する地域課題に的確に対応していくため、官民連携の推進により様々な主体との連携を図りながら、これまでリモート相談体制やシェアサイクル、Webによる転入・転出等の手続き解説等を導入しています。

【2. 健全財政の維持】

- これまでの行財政改革の取組の結果、財源調整用基金（貯金）は増加する一方、市債（借入金）の残高は減少するなど、一定の成果を挙げ、財政状況は健全な状態を維持しています。
- 歳入において、市税収入は平成27年度以降増加してきましたが、景気動向に左右されやすい側面があることに加え、今後は少子高齢化や人口減少等により、大幅な増収は見込めない状況にあります。また、市税とともに歳入の根幹をなす地方交付税は、いわゆる*合併算定替の終了により大幅に減少しています。
- 歳出については、社会保障関係経費の増加に加え、公共施設の耐震化・更新等により、財政需要の拡大が見込まれます。
- 今後とも、健全な財政運営を維持していくため、さらなる経費節減、安定した歳入確保などの取組を確実に実施するとともに、市独自の新たな財源の確保にも取り組んでいく必要があります。

【3. 適正な公共施設維持管理等の推進】

- 公共施設の老朽化に伴う、大規模改修や建て替えの大きな波が到来し、多大な費用負担が見込まれることから、平成28年3月に策定した延岡市公共施設維持管理計画では、目標年次を2060年度として、施設保有量を30%程度削減する目標を設定しました。今後は、施設類型ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画に基づき、公共施設の適正管理の具体的な取り組みを進めていく必要があります。また、未利用財産については、有効な活用を図り、維持管理費の軽減や財源確保につなげる必要があります。



*合併算定替…合併後、一定期間は合併前の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らないように普通交付税を算定する優遇措置のこと。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 適正な行政運営

地方創生に向け、第2期延岡新時代創生総合戦略に基づく取組を推進し、少子高齢化や人口減少等に歯止めをかけるとともに、第8次行財政改革大綱に基づき、有識者や市民の意見も反映させながら、引き続き効果的で効率的な行財政運営を図ります。

官民連携を推進することにより、複雑化、多様化する地域課題に対応した低コストで効果的な公共サービスの提供できるよう努めます。

(1) 適正な行政運営

・第2期延岡新時代創生総合戦略や第8次行財政改革大綱に基づき、地方創生に向けた取組や、行財政改革実施計画の取組を推進し、AI、*RPAの導入や指定管理者制度の活用、入札制度改革等により、コストの縮減や業務の効率化を図ります。(行政)

(2) 多様な人材が参画する行政運営

・計画の策定や事業の実施にあたっては、パブリックコメントの適正な実施等により、有識者や市民の意見を反映させるなど、行政運営への市民参画の促進を図ります。(行政)

・官民連携を推進し、「なんでも総合相談センター」のように民間人材を活用するなど、多様な人材が参画することで、コスト縮減と効果的な公共サービスの提供を図ります。(行政)

2. 健全財政の維持

市税については、課税客体の適正な把握や収納率の向上に努め、確実に歳入を確保します。

国や県などの補助制度については、有効活用を図るとともに、新たな財源の確保についても検討を行います。

事務事業の選択と重点化を図り、経費の節減に努めます。

市債については、地方交付税措置のある有利な市債の活用を努めます。

基金の適切な活用を努め、健全で持続可能な規律ある財政運営に努めます。

(1) 歳入の確保

・市税に関する啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化等により課税客体の適正な把握に努めます。また、納付手段の拡充や効率的な滞納整理の実施により、確実な歳入確保の実現を図ります。また、新たな財源の確保のため、地域新電力会社の設立を検討するとともに、ふるさと納税の増額に向けた取り組みを強化します。(行政)

・国や県のさまざまな財政支援策も積極的に活用します(行政)

(2) 歳出の見直し

・事務事業の見直し等により、経費の削減を図ります。(行政)

(3) 長期的視点での財政運営

・安定的な財政運営を図るため、有利な市債や基金の適正な活用などにより、長期的視点に立った計画的な運営に努めます。(行政)

(4) 財政状況の情報発信

・予算、決算、市債残高、各種財政指標など財政の状況について、分かり易い情報発信に努めます。(行政)

3. 適正な公共施設維持管理等の推進

延岡市公共施設維持管理計画及び個別施設計画に基づき、長期的な視点から公共施設の維持管理や未利用財産の有効活用に努めます。

(1) 適正な公共施設維持管理等の推進

・施設保有量の最適化や施設の維持管理に要する予算の平準化に努めます。また、未利用財産は、有効活用に努め、維持管理費の負担軽減や財源確保を図ります。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-----------------|----------------|---------------|----------------|
| 官民連携の協定締結数(累計) | - | 7 (H27~R1) | 35 (H27~R7) |
| ふるさと納税寄附額 | 0.6億円 (H27) | 3.6億円 (R1) | 検討中 |
| 地域新電力会社から市への寄附額 | - | - | 検討中 |

第5章

使命感を持って市民と向き合う
市役所を目指して

現状と課題

【1. 職員の意識改革】

□市民に最も身近な行政体である市の職員が、少子化や長寿社会が進む中、これまで以上に当事者意識や使命感を持って解決していく職員の育成が求められています。

【2. 人事管理】

□第7次延岡市行財政改革においては、事務事業の見直しや民間活力の導入などにより、職員数を目標のとおり60名減員しました。これまで数次にわたって行財政改革に取り組んできた結果、職員数については一定の適正化が図られています。引き続き、定年延長の動向なども勘案するとともに、再任用職員や会計年度任用職員など多様な任用形態の職員の活用も図りながら、様々な市民ニーズや行政課題に対し迅速かつ的確に対応できる人事管理が求められています。

□給与については、平成30年度から給料表の等級と職務の関係の整理や新たな職の設置などによる給料表の運用基準の見直しを実施するなど、制度、水準ともに、国や県、他の地方自治体と均衡のとれたものとなっています。今後も引き続き、国の動向を注視しながら、県や他の地方自治体との均衡を踏まえうえて適正に維持していく必要があります。

【3. 組織の整備】

□時代に応じた行政課題にスピード感を持って対応するため、行政組織を適宜見直すとともに組織に「横串をさす」地域担当職員制度の試行にも取り組んできました。今後も、市民に分かりやすく、より効果的・機能的な組織づくりが求められています。

□危機管理体制については、台風災害、地震・津波災害等の自然災害に限らず、新型インフルエンザ等の新感染症の流行など、様々な危機事象に関係部局が適切に対応できるように非常時の体制強化を図ることが求められます。

【4. 研修の状況等】

□職員の人材育成については、これまで、職員が自己啓発・自己成長することを基本にしながら、職場内研修（OJT）、職場外研修及び自己啓発を3本柱として効果的な研修等を実施し、職員の資質向上と能力開発に努めてきました。今後も、職員の心身の健康保持・増進を図りながら、豊かな創造力や柔軟な発想力を持った人材の育成や、職員が意欲を持って働くことのできる職場の環境整備を図ることが必要となっています。

□これまで専門研修機関をはじめ国、県、民間企業等に職員を派遣し、職務能力を向上させるとともに、組織外の人との交流により学ぶ機会を設けることにより、職員の育成に取り組んできました。今後も、様々な課題に即応でき、既成概念にとらわれない「地域の*イノベーター」としての人材の育成が求められています。



* イノベーター…新しいものを最も早く取り入れる者、革新者。

* 5S…製造業・サービス業などの職場環境の維持改善に用いられるスローガン。整理、整頓、清掃、清潔、しつけ。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 職員の意識改革

職員一人一人が市民のニーズや地域の課題を把握するとともに、当事者意識と使命感を持って働くなど、職員の意識改革を図ります。

(1) 職員の意識改革の推進

- ・多様化・高度化する市民ニーズや地域課題を的確に捉え、市民満足度を高めるために、常に当事者意識と使命感を持って業務の遂行に当たるよう、実践的で参加型の職員研修や人事評価制度、働き方改革などを通じて革新的な行政職員としての意識改革を進めます。(行政)
- ・一人ひとりの意識改革と同時に組織マネジメントが重要であり、管理監督者の高いマネジメント能力が必要となります。そのため、行政経営会議・リーダー会議や管理職研修により管理監督者の意識改革を進めるとともに「地域担当職員制度」での経験を通じて総合的な視点から課題解決に取り組む経験を積み重ねることなどにより、マネジメント能力の向上を図ります。(行政)

2. 人事管理

事務事業の見直しや働き方改革を推進するとともに、職員一人ひとりの能力が最大限に発揮される適材適所の人員配置を行うことによって、職員数を適正に保ち、さらに効率的な運営体制の確立を目指します。

職員の資質向上と能力開発を図り、組織の活性化と運営力の向上に努めます。

国、県や他の地方自治体と均衡のとれた適正な給与制度及び水準の維持に努めます。

(1) 業務に応じた適正な定員管理

- ・引き続き事務事業の効率化や民間活力の導入について検討するとともに、新たな施策などへの取組に伴う体制強化とのバランスを取りながら、適正な定員管理と職員配置を図ります。(行政)

(2) 働き方改革の推進

- ・事務事業の見直しや業務の効率化、RPA や AI の導入のほか、職員応援制度（助っ人ちゃん）などの活用によって時間外勤務の縮減に取り組むとともに、柔軟な勤務時間制度やテレワークなど多様な働き方の導入を進めることにより、職員のワークライフバランスの推進を図りながら、併せて市民サービスの維持・向上に努めます。(行政)

(3) 給与の適正化

- ・国の動向を踏まえ、県や他の地方自治体とも均衡のとれた適正な給与制度及び水準の維持に努めます。(行政)

3. 組織の整備

時代に応じた行政課題に即応し、市民のニーズに迅速かつ的確に対応できる、効果的・機能的な行政組織の整備を図ります。

各課室による様々な危機事象に応じた業務継続計画（BCP）の整備や行動マニュアル等の毎年の見直しを行うことにより、全庁的な危機管理体制の強化に努めます。

(1) 効果的・機能的な組織の整備

- ・時代に応じた行政課題に即応し、「地域担当職員制度」等も活用しながら市民のニーズに迅速かつ的確に対応できる、効果的・機能的な行政組織の整備を図ります。(行政)

(2) 危機管理体制の強化

- ・関係部局が様々な危機事象に適切に対応するため、各課室における業務継続計画（BCP）や行動マニュアル等の整備や見直しを推進します。(行政)

4. 地域のイノベーターとしての

職員の育成

地方創生の実現や市民サービスの向上に向けて、常にアンテナを高くするとともに、柔軟な発想や政策形成能力を身につけ地域づくりを革新的に進めることができる職員を育成します。

(1) 人材育成の充実強化

- ・「人材育成基本計画」に沿って、職場内研修（OJT）、自己啓発支援や職場外研修の強化により、職員の資質向上と、職位に応じた能力の開発を図ります。(行政)
- ・人材育成のための多様な機会を設けることにより、既成概念にとらわれない「地域のイノベーター」役を担うことができる人材の育成を図ります。(行政)
- ・「*5S」の取組を進め、職員が意欲を持って働くことのできる職場環境の整備に努めます。(行政)

(2) 人材の確保

- ・職員採用試験においても、「人間力」を重要視した選考に努めます。(行政)

主要な指標

| 内容 | 策定時 | 現状 | R7 |
|-----|-----------------|----------------|-------------------|
| 職員数 | 1,196人 (H27) | 1,136人 (R2) | 未確定（第8次行財政改革と要整合） |